

明治四十一年九月

史學
研究會
講演集
第一冊

東京
合資會社
富山房發行

徳川時代の大阪市制

會員 文學士 幸田成友

緒言

私が市史編纂の任に當りまして一番始めに當惑を致しましたは、大阪に關係の材料が極めて少い事であり、御承知の通り明治元年正月伏見鳥羽の戦争が幕府の失敗となつて、當時大阪在城の將軍慶喜が軍艦へ乗つて江戸へ逃出すといふ混雜の際に、亂民は時を得顔に市中を横行し、其一部は町奉行所及び代官所に亂入を致しまして、手當次第に器物其他を持出し、最後に帳面類も悉皆持出したのであります、其處で大阪へ乗込みました薩州と長州とは直様政治を執行ふに困り、急に御觸を出しまして、帳簿類を持つて逃げたといふ事は別に咎めはしないから、早速差出す様にと命じ、其結果若干集つたさうであります、一

た過書船おほまづねぶねといふものがある、角倉、木村兩家の支配で伏見、枚方、平田ひらたに船番所を置き、大阪にも大川町おほなほに過書役所といふものがあつたのですが、之に關する詳細なる事は残念ながら分明でない、先般伏見町役場へ紹介を致しましたが必要を得ませなんだ、長崎とてもその通、外國へ輸出する貿易銅即ち棹銅せうどうの鑄造は銅吹屋仲間の掌る所で、今の住友氏の祖先は泉屋といつて其一人であつたのです、右様な次第で大阪だけを調べても解らぬことが續々と出て來ますが、是は誠に致し方の無い事で、各地方や各町の歴史が次第に出て參りますれば、さういふ疑點も解つて來るのでございます、されば今日お話を致しまする徳川時代の大阪の市制に就ても、單に大阪ばかりでなく假令ば京都と比較するとか伏見と比較するとかいふ風に致しましたれば、今一層正確に適切なお話が出來ると思ふのでございますが、さしあたりは到底望むべからざる事であるので、唯大阪にありまする史料によりまして概略を申し上げます

す。參見通船問屋記録、十繼元記一覽、諸問屋名鑑、河村與三右衛門由緒書、難波丸網目住左家史垂裕明鑑抄

(二)大阪の運河

大阪は元和一亂の後に家康の外孫松平下總守忠明の領知となり、した、忠明は兵亂の後を承けて伏見から町人を呼寄せ、運河を鑿ち、市内に散在致して居る寺院墓地を一所に集め、又水帳を制定する等、銳意市政の改善に盡力しましたが、足掛五年で郡山へ轉封を命ぜられ、元和五年八月から大阪は徳川氏の直轄領となつて了ひました、從來大阪が豊臣氏の領地でありました時は、伏見は非常に政治上に重い位置を占めて居たのであります、大阪が豊臣氏のもので無い以上は、伏見の必要は大に其度を減じて來たので、松平氏が轉封を命ぜられた翌月に、當時伏見の城番でありました内藤紀伊守信正が大阪城代となり、伏見大番頭兩名は大阪の大番頭となり、伏見の番衆は全體大阪に移されたので、第一の城代内藤信正、第一の町奉行島田越前守直時、久貝因幡守正俊

是等は孰れも有名な人々でありまして、是等の人々の治下に大阪は大きに發展した、この壁にかけました二枚の圖——一枚は元祿年間の大坂三郷町繪圖の寫、原圖は博物場の所藏で、圖の寸尺から申しても、精密の點から考へても、決して民間一個人の所藏のものではないらしい、一枚は文化三年出版天保十五年再版の増修改正攝州大阪地圖——之を御覽になりますれば、大阪の市街を縦横に流れてゐる川々々が、人工で出來たものである事はお解りになりませう、是等の川々の中で豊臣時代に出來ましたのは、東横堀川と西横堀川、夫から阿波堀川、天満堀川、道頓堀川とこれだけでございます、東横堀川は元の大坂城の外廓の壕で、之に對して並行に掘りましたのが西横堀川であります、道頓堀川は安井道頓と申しまする河内久寶寺の豪族が一族と相談して掘りましたので、豊臣氏の末即ち慶長十七年に着手し、元和元年十一月に出來上りました、然るに道頓は大坂方に味方をして討死をいたしましたものですから、松平忠明

が道頼の事蹟を弟の道卜みちうらから聞いて、何うも氣の毒であるといふので、道頼の名を附けて記念としたのです。道卜の家の通稱は代々九兵衛で、安井家といへば三郷惣年寄の中でも一頭地を抜いてゐた始末、次に阿波堀川といふのは蜂須賀家に縁故があつたので、蜂須賀家の領國なる阿波の商人が此附近に一團を形造つてゐて、其地を阿波座あはざと稱へ、古くは蜂須賀家の屋敷もあつたやうです。阿波堀川一名阿波座堀川は是等商人の便宜の爲に掘られたものと思はれる。蜂須賀至鎮が慶長冬役に穢多崎せいたかきを攻め博勞はくろうを陥れて逸早く阿波座に進入したのも、前から此邊の地理に明るかつた爲だと考へられます。壁にかけました元祿の三郷町繪圖によると、堀江ほりえの南端木津川沿岸の地が下博勞しもはくろう同じく長堀川ながほりがわ以北の沿岸が上博勞かみはくろうとある以上は、穢多崎は道頼堀川の南になくつてはならない、本圖には穢多村は今の難波櫻川町一丁目及び難波西圓手町なんばにしゐんての一部に當るやうですが、兎に角前の難波領にあつたので、只今の處即

ち昔の木津領に移轉したのは元祿十一年の事です、穢多崎の名は此穢多村から出たものと思はれる、大阪陣の地圖に大抵穢多崎を道頓堀の北岸に置いてありますから餘談ではありませんが一寸申上げて置きます。寛政重修諸家譜、大坂三郷町中御取立承傳記、安井氏由緒書、安井文書、阿波座之縁記、書臣時代大阪運河開鑿考、地方役手鑑

松平氏から幕府の直轄領となつた當初、大抵元和から寛永の初年へかけて掘れました川々は江戸堀川、京町堀川、海部堀川、長堀川、立賣堀川、薩摩堀川の六川です、京町堀川を一名伏見堀川といふのは元和三年に伏見京町の町人が大阪へ移住してそれが掘つたからだと申傳へて居ります、又これと同年に出來た江戸堀川につきまして、頗る注意すべき事實があると思すのは、大阪では此時始めて銀札を使用した、銀札の裏面にある桔梗屋五郎右衛門紀伊國屋藤右衛門の二名は多分江戸堀開鑿者であります、銀札の實物は濱和助翁の所藏品にあります、海部堀江戸堀兩川の名稱については命名の次第を明かにしませぬが、長堀川は

河身が長いからといふ簡単な理窟であらうし、薩摩堀川は薩摩屋仁兵衛——本姓は比田と申して後に安井氏と同じく惣年寄の一人となつた——が工事に關係した爲、また立賣堀川は材木の立賣があつた爲と存じます、尤も立賣堀川の名稱につきましては色々の説がありますが、只今は省略致しておきます、要するに以上西横堀川以西の地即ち西船場（せいせんば）に數條の運河の開けたのは、取も直さず西船場に幾多の新開地が出来たといふのと同じ意味にとつて宜いのであります、豊臣氏時代の大阪の大きは何れ程であつたか、地方役手鑑（ちかたやくてかんと）と申す寫本に高五千石古町の分とある、古町は豊臣氏時代のものとして考へて差支ない、尙同書に古町以外増加の分を記して高三千八百三十九石一斗七升四合、内千石程は松平下總守殿時分新町分、高二千八百三十九石餘は島田越前守殿久貝因幡守殿時分新町分、高千二百五十二石五斗八升一合伏見組、高三百五十二石三斗六升五合天滿組とあげて、右之通古帳を以書出候得共、帳面不分

明に御座候尤も右の外新町分も可有御座候有増加此御座候とありま
すから判然とは申しませぬが元和以後十數年の中に二倍餘となつた
と見て宜いのであります。勿論石高をきめてまゐります斗代は土地の
善惡に應じ、或は四石五斗とか二石五斗とか一石とかいふ風に段々が
ありますから、石高を以て直に町の大小を計る譯にはまゐりません。

初巻言上候様面寫、三町御開發由緒書、阿波
座之縁起、薩摩堀名稱之原由、地方役手鑑

(二) 地子銀免除

右のやうに大阪が繁榮を極めて居る所へ、丁度三代將軍家光の上洛
があつた、寛永十一年の事で、歴史に寛永上洛といふ名高い話で、其時將
軍家光は大阪に参りました、大阪の地子銀を全く免除致しました、大阪
のみならず堺や奈良も同様に免除されたのですが、只今は大阪だけに
就て申し上げます、一體大阪では松平氏以來地子は八ツ成納で十の收
穫があればその八分を納める、それも米で納めるのではなく、一石を當

時の相場より高く三十日替として銀で上つた、薩摩屋即ち比田氏の替書によりますと、當時の地子石高合計一萬一千百八十三石餘、此地子銀百七十八貫九百三十四匁餘とありますから、之を免除されたのは市民にとりましては莫大の恩惠と申すべきであります、其所で市民はいかにも有難い、この御恩をどうしたら後世まで忘れないやうに出来るだらうかと、色々分別の後、釣鐘を鑄て時を報ずる、然らば其音響を聞くにつけて御恩を想ひ起す、それは名案だといふ事になつてとらう、釣鐘を造り、屋敷を設けてこれをかけた、今の釣鐘町はこの釣鐘屋敷があつたから釣鐘の二字を町名につけたので、御維新になつてから、年月は解りませんが屋敷は廢せられました、然し釣鐘は大阪博物場に歴然として存在して居ります。斯様に大阪は地子銀免除の市街でありましたが、後年になつて出來ました難波新地三町、西高津新地九町、西高津町の如きは、前に代官領であつた因縁からして、市街地になりましても依然と

して年貢を納めて居りました。大坂三郷町御取立承傳記、浪速濠窟記、比田氏諸留、安井氏由緒書、手鑑

三三新地開發

此兩圖の時代、元祿と文化文政とは徳川時代の歴史を通じまして二つの黄金時代であります。貞享より元祿へかけては有名なる河村瑞賢ずらが幕府の命を受けまして、淀河の改修に當りました。これは新井白石の畿内治河記に委しく出て居りますから省略に従ひますが、淀河改修の如き大工事は容易に着手せられるものでない、必ずや上に聖帝明君出で、賢臣良相之を補佐して庶民富饒なりといふやうな場合に限ります。仁徳帝と申し、桓武帝と申し、又明治の聖代と申し、孰れも之に當籍ります。さて瑞賢の工事の第一着として安治川あぢがわを眞直に掘り、引續いて堂島川どうがわ、曾根崎川そねさきがわを浚ひ、堂島新地安治川新地、此圖にあります紫色をした兩地を開いたので、堂島が十町安治川が九町、それに中島西端の湊橋みなとばし町を加へて、都合で二十町殖えたのでございます。安治川と申すのは河

村瑞賢が名を安治やすぢといつた故、それを取つて安治川とつけたのだと申します。が、成程道頓堀の例から考へれば尤もらしく聞えます。併し寛政重修諸家譜河村瑞賢の條又は鎌倉建長寺塔頭長好院にある同人の墓碣銘——今は大に磨滅して香花を供へる人もないとのこととで——夫等を讀んでも瑞賢に安治といふ名はありません。義通よしみちといふ名がある、この川の名を安治(三)川と申しますのは幕府の命名であります。元祿十一年堀江が出来ました時に堀江及び安治川の名がつかまされたので、安けく治まる、洪水の難も將來は容易に免かるといふ所から安治川と呼んだものと考へられます。現に此處にある元祿圖には單に新川とあるばかりです。さて堂島新地に次で出来ましたのは堀江の新天地でございます。此處はもと難波領であつて僅に四方沿岸の地に町があつたのみでした。が、その真中に堀江川を掘りまして南北堀江二十四町に分け、夫から道頓堀の南岸に幸町さいちやうを一丁目から五丁目まで五町に、又古川ふるがわ富島とみじまを各

二町、總計三十三町に分け、略して堀江三十三町と申します、難波の穰多村が木津に移轉したのは此時で、富島を一名大佛島だぶらといふのは元祿年間公慶上人が南都大佛殿再建の時材木を此處へ集められたからださうです、それから寶永五年に曾根崎新地三町、延享二年に西高津新地九町、明和元年に難波新地三町といふ風に、方々に新地が出来て参りました、其度毎に大阪は町數人口二つながら殖えて参ります、古く寛文五年の調査に據りますと、大阪は町數五百四十九町、人口二十六萬八千七百六十人とありますが、夫が段々殖えまして元祿十六年には新地を入れ、て六百一町三十五萬一千七百八人、元文四年には四十萬三千七百二十四人とあつて、其後は餘り増加致しません、却て天明の半頃から三十萬代に下り、幕末には三十萬八千餘に減じた、町數は安永頃から六百二十町にきまりました、兎に角元祿と夫から文化文政といふ時代は、徳川氏の黄金時代であると共に、大阪も實に盛んであつたのであります。

川筋御用覺書、藤井善八覺書、寛政重修諸家譜、建長寺復縁、川方地方御用覺書、吹塵録、堀江御開發覺書、大坂三郷水帳町數家數役數密帳、松平石見守初入に付差出候覺書

(四)大阪三郷

大阪の地圖を見ますと町をあらはした方形の中に符牒が附いて居ります、黒丸、黒三角及び白三角の三種で、之は何かと申しますと、今日の大阪を四區に分けて居りまするやうに、昔の大阪は三郷といつて三分かれて居つた、淀河以北を天滿組といひ、淀河以南を南北に分けて大抵今の本町ほんまちから北を北組、南を南組と名け、之で大阪三郷の形になつて居るのであります、然し先刻申上げました通り、大阪が豊臣氏の手を離れた當初、或は伏見から町人を引き、或は伏見の城番大番頭を大阪へ移すといふ風に、伏見と大阪とは大分密接の關係があつた、伏見京町から來た人々が京町堀川一名伏見堀川を掘つた事は、適切の一例である、當時伏見から來た人々の町數は、大約八十あつて、伏見組(四)といふ一組を作つて居つたといふ事であり、併し伏見組は何日頃無くなりました

やら、伏見組に屬した町々はどれだけ北組へ加入し、どれだけ南組へ加入して、了ふたやら、伏見組の興廢は甚だ曖昧であります、さて淀河以南では成程最初は本町といふものを境にして南北に分けましたが、その後新地が出来て参りますると、新地を更に又三郷に分けたものですから、三郷の境界が錯雜して來た、堀江だけに就て申しますと堀江川の北御池おひいけ通は天滿組、北堀江一丁目乃至五丁目は北組、堀江川の南では南堀江一丁目乃至五丁目が南組、そのまた南の橋通たかはしどきが北組に屬して居るといつた次第で、甚だ錯雜して居りましたが、明治二年になりました夫を全然廢しまして、東西南北の四大組に分けました次第であります。

面寫、漢文書、大坂三郷水堀町數家
數役數寄帳、布告及布達(明治二年)

一體大阪といふ字は只今は皆阪の字を書いて御座ますが、維新以前は必ず土扁の坂の字が書いてある、蓮如上人明應七年のお文を讀むと「生玉の庄大坂」とある、今の生國魂社は太閤築城の時に移されたもので、

生國魂社の故地は豊公時代の大阪城中にあらねばならぬ、或は上本町一丁目邊だともいふ、兎に角生玉といふ庄の中に大阪といふ小さな場所があつたと解せらるゝ、夫が本願寺氏から豊臣氏に亘つて大阪の名が廣がつて、東横堀川以東を含むことゝなり、東横堀川以西を船場、淀河以北を天満といつて居つた所が、大阪といふ二字に含んで居る範圍が擴がり、船場も何時しか大阪の中へ含まれ、大阪と天満と相對するやうになつた、大阪の餅と天満の餅と比べて見れば云々といふ俗謠でもそれを證することが出来る、然るに正保慶安頃からして天満も亦大阪の中へ這入つて了ひ、こゝに大阪三郷となつたのであります。

御文、浪速邊傳記、大阪三郷町中御取立承

專記、攝陽添種集

(五)町奉行所、町奉行

其所で此三郷の政治に當ります役人としては第一に町奉行を擧げねばなりません、城代は大阪城に居りまして大阪は勿論西國三十三箇

國を總管するのであります。直接市民に關係があつて最も重い位置に居るのは町奉行(五)です。町奉行は老中支配で諸太夫に任じ、地方、川方、寺社方に關する件、廻米、消防、警察、糸割符、銅に關する件は申すに及ばず、兵庫西宮の管理、攝河泉播四國の地方に關する訴訟、三郷町人より中國西國四國の者を被告とせる金銀出入等を掌りましたものです。町奉行は東西に分れ、二人が定員で一箇月交代に月番ともなり、非番ともなる、非番になると奉行所の大門を閉ぢ、新しい公事訴訟類を受理せぬだけで、其他は月番と相違がない、何も月番だから忙しい、非番だから樂だといふことはない、御用日は毎月二日、五日、七日、十二日、十八日、廿一日、廿五日、廿七日である、元祿九年に一時三人になつた事があつたが、長くは續かず、同十五年から再び舊の如くなりました。元文三年に大阪町奉行は千五百石高に極り、夫に足りない人が赴任すれば足高たかを遣ります、役料としては現米で六百石、千五百石の四つ物成が六百石になりますから高

一倍を給はる事となります、其他三郷からは年頭、八朔暑寒、歳暮、上巳、端午、重陽にまた町々諸仲間等からは年頭八朔に禮銀を貰ひますから中々立派な生活をした、任期は一定致して居りません、大阪へ參つて死ぬまで居た人もあれば僅か一二年で轉任した者もある、甚だしきは町奉行に命ぜられて大阪へ來ない中に更に代つて了つた人もございます、在職年數の最も長いのが曾我丹波守古祐こすけで前後二十五年に亘り、古祐の子を近祐ちかすけといつて親子共名奉行でした、東西の町奉行所は今の偕行社の西手から谷町一丁目に至る間にあつて、大抵一つの町奉行所で三千坪内外あります、夫が享保九年三月二十一日の妙知焼たがひ—南堀江橋通三丁目の妙知といふ老母の家から發した大阪一番の大火事、全市の三分の二を焼き拂つたといふ大火事で、兩町奉行所とも烏有に歸し、西町奉行所はその後只今の博物場の所へ移轉しました、之はズーツと幕末まで其通でしたが、慶應三年七月に兩方を合して東町奉行所一箇所と

し、引續いて町奉行も三人となり、ゴタ／＼の裡に御維新となつて了つたのです、さて此町奉行所の繪圖といふものが欲しいと思つて探して見ましたがございませぬ、先般第一回の時に中山學士が伏見の町奉行所の圖を御持參になつたさうで、大阪のと似て居るか何うか引較べて見たいと思ふのであります、此處に持つて參つたのは、東組の與力をして居られた關根一郷（おとせ）といふ老人に頼みまして記憶を喚起して書いて貰つたもので、全く記憶から作つたものですから、多少の相違はありませうが、大體はこの圖で解ります、西町奉行所も殆ど同様であつたさうです、歴代の町奉行の中には随分英名の人も居れば、又甚だ宜しからぬものもあります、久具、島田、曾我親子、石丸石見守定次（さだつぐ）——定次は諸商業仲間の繁榮に苦心した奉行で、油商組合では定次が油榊制定の功を徳とし、其肖像を掲げて祭典を行つたさうです、又幕末には矢部駿河守定謙（さだかた）新見伊賀守正路（まさみち）の如き英傑も居つたのですが、之と反對に彼の名高い辰

見屋騒動即ち大富限者の辰見屋を乗取らうとした親戚の木津屋吉兵衛から賄賂をとつた稻垣淡路守種信（たねのぶ）及び同僚佐々美濃守成意（なりよ）の如きは悪い方の標本です、併し一人々々の傳記に就ては申上げる暇がありませんから擱めて置きます。（東鑑、累代武鑑、寛政重修諸家譜、惣會所節季勘定帳、南米屋町集録帳）

（六）與力、同心、手先

町奉行自身の家來としては家老、公用人、取次などといふのがあつて、公私の用を辨じましたが、表向の配下としては與力、同心があるだけです、之は一定の人員がありまして、與力は東西各三十騎、同心は東西各五十人、兩方合して與力六十騎、同心百人となる、與力は二百石現米に直して八十石、同心は十石三人扶持ときまつて居りまして、地面も與力一人につき五百坪、同心一人につき二百坪を、天滿に給はつたものです、與力の居りました所は今日與力町一丁目二丁目といふ名が残り、同心の居りました所は南同心町一丁目二丁目北同心町一丁目二丁目に其名を

留めて居ります、此外與力は川崎——只今の造幣局泉布觀及び新川崎町の一部にも居つたのです、町奉行は段々に替りますが、東西兩組の與力同心は大阪に居附でございまして變らない、之を地役人ぢやくにんと申します、彼等には色々の役目があつて其役目も亦時代に從つて變つて參りまするが、これは公私要覽とか、大坂袖鑑とか、また役人鑑の如き職員録的のもので調べるより外に致方がありません、併し何れの時代を通じても地方、川方、寺社方の三つはあります、俗に三役と申しまして與力の中でも最も古參なものが勤める職でございませぬ、地方は水帳の改正、家屋、橋梁、下水道、道路の取締、芝居、能、相撲の見分、諸株諸仲間に関する事を掌ります、川方は其名の如く兩川口、大川、内川の浚渫は勿論、川筋一切に関する事を掌る役で、寺社方は宗旨手形を出します、寺院住職の交替、三郷町々宗旨卷まきの檢收、寺社の普請祭典、書籍出版または秤座、朱座、丹製法人等の出願や、それに關係ある訴訟を取扱ひます、此外同心支配、金役かねやく、石役いしやく

極印役、火消役、盜賊吟味役、定町廻役、遠國役など、色々ありますが、いづれも何々役勤書といふ書類があつて、其役々の職掌を知ることが出来る、是等の役々の中に本役加役といふのがあつて、本役といふのは専任の與力同心があるので、加役は本役の與力同心から兼務せしむるので、與力同心は必ず東西から同數に出る、例へば川方が四名あると、東組與力から二名西組與力から二名といふやうに同數に勤める、執務時間は巳刻から未の下刻まで、即ち午前十時出勤、午後三時退廳といふ筈ですが、用務繁多で中々さうはいかない、休暇としては代々の將軍の祥月命日だけで、之を拜參日はいまと申しまするは、天王寺、專念寺天滿東寺町にあり、建國寺川崎東照宮社別宮今願すへ參詣をするからです、長男が十五歳になると御番方見習と稱へて番所へ出勤し、其後技倆次第で相應の役附を致しますが、此分はたゞ役に附いて居る扶持を貰ふ丈である、與力同心の株は賣買は出來ず、外様大名の家來との縁組は爲無かつたさうです、與力の収入は現米に換算す

ると八十石となる。役々によつて扶持がありますが、これとても大したものではありません。この外年頭八朔には町々諸仲間から禮銀を貰ひます。夫が好い役を勤めます。與力假令ば地方役といふやうなものは、總て大阪にある諸株諸仲間の取締を致しますから禮銀も中々多い話を聞いて見ますと與力の中で最も羽振をきかした者は二千五百石位な暮しをしたと云ふ事で、二百石に比べて見れば十倍餘りとなる。大分贅澤な暮しをしたものと思はれます。この年八の禮銀は町奉行惣會所に關係あるものは上は町奉行を第一として下は惣會所の下宿及び同人女房に至るまで、いづれも町々諸仲間から受納致すのであります。與力の下の同心の役名は大略與力の分と同じでありますから、表に譲りまして一々申上げません。それから慶應三年になつて全然變り地役人ばかりでなく、江戸からも與力同心が來て兩方打込となり、與力は別手組及調役、同心は定役及同心の二に分れ、調役は調役並、調役並勤方、

調役並出役の四階級、定役は定役取締、定役取締助、定役、定役出役の四階級、同心は同心小頭及同心の二階級に分れ、寺社掛、川方掛、地方掛、盜賊掛、吟味掛、目安掛、火事場掛、御用所掛、御手附、唐物掛、銅座掛、普請掛、物書役掛、牢屋敷取締掛、同詰合掛、高原溜掛の十六掛に分れてそれ〱勤務いたしました。
東徴、地方役手鑑、金言抄、寺社方役議動書、地方役勤書、川筋御用動書、舊東組與力關根一郷氏談話、役人鑑(慶應四年)

兩組同心役附		兩組同心役附	
元祿十六年 <small>公私要覽</small>	享保六年 <small>大坂袖鑑</small>	文化十年 <small>役人鑑</small>	文化十年 <small>役人鑑</small>
同心支配 4	御支配 4	支配 6	寺社役 6
寺社役 4	寺社 4	寺社役 6	地方役 9
地方役 4	地方 4	地方役 8	川方役 10
川方役 4	川奉行 4	川方役 8	御金役 同上
金方役 4	御金 4	御金役 6 <small>鐵砲役系割符と合して</small>	御金役 同上
石方役 4	御石 3	御石 4	御石 2

徳川時代の大阪市制 (一〇) 與力、同心、手先

御藏目附	2	御	藏	2	御藏目附	2	御	藏	2	
小買物役	4	御小買物	役	2	小買物	2	極印役	6	小買物	2
御極印役	2	御極印	役	2	極印役	6	御普請	4	極印役	2
御普請役	4	御普請	役	4	御普請	4	鹽噌役	2	御普請	4
鹽噌役	2	御鹽噌	役	2	鹽噌役	2	火事役	4	鹽噌役	2
火消役	4	火事役	役	4	火事役	4	關所役	2	火事役	5
關所役	2	關所役	役	2	關所役	2	牢扶持	4	關所役	2
牢扶持改	4	牢扶持	持	4	牢扶持	4	糸割符	2	糸割符	2
酒改方	2	糸割符銅	符	2	糸割符	2	盜賊改	2	糸割符	2
糸割符方	2	盜賊改	改	2	盜賊改	4	遠國役	6	盜賊改	8
盜賊改	2	遠國役	役	2	遠國役	6	遠見御番所	2	遠國役	8
遠國役	2	遠見御番所	所	2	遠見御番所	2	廻米	2	遠國役	8
		廻米	米	2	廻米	2	石錢	2	遠國役	8
		石錢	錢	2	石錢	2				

役々の下に記せる數字は人員を示す、奇數なるは或は該役見習を加へ、或は關員あるも轉補せられざるによる、元祿には牢扶持改享保には關所役までを本役とし以下を加役とす、文化には本役加役の別を知る能はず、

輿力同心の中で定町廻役と盜賊捕方といふのが町々を巡廻致しまして、盜賊亂暴者等を取押へ、火消役といふのが火事場の指圖、失火の原因等を取調べ、變死人があれば番所當番の輿力同心が檢視に行くといふ風に致して居ります、定町廻役の定員は輿力四名同心四名で一箇月交替に市中を巡廻する、又盜賊捕方(同心)はもと盜賊改といつたもので、安政以後は十四名乃至十六名もあつた、前者は制服制帽の警部巡查、後者は刑事巡查といつた風である、又番所當番の輿力は小買物、御藏目附、火事役牢扶持、御鹽憎、關所、定町廻役から二人宛、又同心は組頭筆頭から四人宛、晝夜交代で詰めて居る、而して是等の人々が檢視又は改めに參りますと、其町々では必ず若干の金を輿力以下一行に贈つたものでございませぬ、其弊が段々烈しくなりました、駕籠を備へといつて駕籠に乗

つて行きながら、駕籠代を拂はぬ、飯時であるから支度を出せと命じ、また茶菓を命じながら其代金を拂はぬといふ様に、種々不都合な事が出来て来た中には會所の町代が何某様にこれの御馳走をしたといつて、實際の費用よりも餘分に附掛をして其費用を町中に割當てる、甚だしきは全く虚偽の計算書をこしらへたものもあつた、それで出役の與方同心へ金錢物品を贈つてはならぬといふ禁令が度々出て居ります、天明の末に松平越中守定信——白河樂翁公が老中になりました、大阪に遣つて來られた、その時は與方同心なり、又は城附の役人なり、不都合のあつた者はドシ／＼免黜をした、彼の中井竹山が草茅危言を奉つたのも樂翁公の知遇に感じたからである、天明の末から寛政へかけては綱紀大に張るといつて宜しい時代です、それから天保年間水野越前守忠邦が幕政を執つた時にも、やかましい御觸が度々出て居りますが、之は嚴にすぎ、却てあまり宜い結果はなかつたやうです、此袋の中に申

津町の借家人某が油町の借家人某と喧嘩をして相手を土瓶で打擲して傷つけた時の一件書類がございませぬ、甚だ詰まらぬものです。が、すべて町會所で斯様な書類を所蔵するには、當時の書附をそのままに入れ、表題を書いて保存をして置くのです。この書類を見ますと中津町の方で負傷者の治療代は勿論、兩檢使其他に差出した禮銀等を負擔して願下げにして貰つた、全體の費用が三步二朱と錢若干文ですが、内譯をいふと檢使の費用が一分二朱と五十文かゝつた、一寸讀んで見ますと、

覺

- 一金壹歩 御檢使様御二人に御禮二朱宛
- 一銀四匁 同御供二人二匁づゝ
- 一壹貫七百九十文 御役人様御支度並下廻り人足支度代共
- 一六百八十文 紙墨代
- 一四百十文 ちうちやく油代

一百三十四文

わら草履代

一三百文

いろく買物

一六百元

隣町丁代并下役へ心付ケ

一二百五十文

人足ちん

金壹歩ニ又銀四匁○錢の四貫百七十二文

右之通に御座候

とあります、何事があつても出役の面々にお禮をしなければならぬのであります。盗賊吟味役勅書、定町通方勅書、御觸及口達(天明七年、寛政元年)關根一郷氏談話、舊東組同、心三宅榮寛氏談話、役人鑑、安政四年、中津町大和屋定七御召捕に相成候一件(弘化三年)

定町廻役や盜賊捕方だけでは中々盜賊を捕へることは出来ぬ、仍て

手先てまきと申す一種の階級の人物を用ゐます、大阪では之を四箇所しか又略し

て四箇しかと申して居ります、四箇所と申しますのは彼等が鳶田とびた今宮村字東道大阪
堺電光株式會社

千日せんじつ難波新地三丁目、竹林寺
の南隣より海の側に至る天満てんまん天滿橋筋東二
丁目の南部天王寺てんわうじ天王寺慈
田院町の四箇所に一つの廓を

なして住んで居たからで、頭立つた者を長吏ちやうりと申し四箇所に一人づゝ

四人、其下を小頭こがしらといつて一箇所に七八名、それから若者わかしよが三十人乃至

五十人居る、之が何日も興力や同心に附きまして市中を巡廻する手先
 です、是等も中々威張つた様でございませぬ、又別に役木戸やくきどと申しまして
 道頓堀の芝居の番人をして居るものが一座に二人づゝ合計十二人あ
 つて、同じく手先をして居つたのであります、が、服装は長吏方は小頭ば
 かり焦茶色の股引、其他は白股引、役木戸は紺役引を穿いたさうです、長
 吏の事は是非調べて見たい、傳説には徳川氏に反對した諸侯の浪人が
 長吏になつたとありますが當にはなりません、長吏の配下に垣戸番かきとばんと
 いふのがあります、町内に吉凶の事、例へば嫁入、聳入又は宮參とか葬式
 とか、あれば、多人數の乞食が群集して施物を迫る、與へなければ悪口
 雑言をする、それを追拂ふのが垣外番の役で、一名非人番ひんばんと申します、多
 くは町々の木戸番を兼務致して居つた、長吏は毎年暮になりますと、節
 氣候、大黒舞、鳥追と書いた書附を町々へ廻して金を集める、其書附は次
 の様に版木を四箇所に分けて持つて居て、毎年冬になると高原今の西新瓦屋町の一部

へ集り、立會の上何百枚と紙數を改めて摺上げ、夫を持つて町々に金を
 貰ひに遣り、また版木をわけて持歸つたといふ事です。役木戸長更小頭共名前書、攝編
 奇觀、大坂濫觴之件、某氏談話

天王寺	
月日	四ヶ所
千日	天滿
—	覺
右之通御祝儀儘に受納仕候	節季い 鳥おひ 大黒まひ
天滿	齋田

(七)惣會所、惣年寄、惣代、物書

以上町奉行、與力、同心等は孰も官選—官選と申す言葉も可笑しいが、
 不たくいへば御上の役人です、之に相對して町人間には何ういふ取締
 法があつたかと調べて見ますと、先づ三郷には郷毎に惣會所といふも
 のがございまして、其郷の取締を致して居つた、天滿組では天滿七丁目、

今の北區河内町に、北組では平野町三丁目、今の四丁目堺卯樓の所に、また南組では本町五丁目、今の四丁目にありました。が、南組の惣會所は享保の大火事で焼けて南農人町一丁目に移りました。惣會所は大抵五百坪許りで惣代と會所守とが住んでゐます。惣年寄は松平氏の時には元締衆（もとぢゆう）といふ名でありました。いづれも當時に於て最も多く財産を所有し、又最も町人同志の中で人望のあつた人を選んで之に命じたのであります。古くは二十二人居りましたが、元祿の末には十三人、夫からも一二名の加除又は組替があつた。天明年間から六十年間はかりは十三名であつた所、天保十四年に井岡、渡邊、野里の三人が罷められて永瀬氏比田氏が二軒となり、御維新の時まで十二人でした。惣年寄の家の興廢について多くは不明で、或は嗣子幼弱といふ場合もありましたらうし、役義に落度があつて免黜せられたのもありませう。井岡、渡邊、野里の三人が罷められたのは頼母子講に關したとださうですが委しくは解

りません、野里は頗る好事家で梅園と號し、梅園奇賞と申す考古的の書物や本朝畫圖品目と申す繪卷物類の目錄などを出して居ります、惣年寄の中でも安井家の如きは最も盛んなものであつたので、今日殘て居るのは右の安井氏と比田氏、永瀬氏、中村氏——中村氏は東京に居られますが——その位なものです、忠臣藏に出る天川屋儀兵衛、あれは北組惣年寄の天野屋利兵衛の事で、天川屋儀兵衛と名を替へてあるのだと論ずる人がありますが、成程天野屋の家は内平野町にあつて元祖九郎兵衛以來惣年寄であつたことは確です、四代目を利兵衛直之なほゆきといひ、元祿三年に惣年寄となり、七年に九郎兵衛と改めた、併し天野屋が惣年寄を免ぜられたのは元祿八年五月で、赤穂一件の數年前のことです、その證據は元祿八年の同町の卷まき——卷とは前年の十月からその年の九月まで自分の名前の上へ月々印形を押して町奉行所へ奉つるもので、後に委しく申しますが、その卷の寫を見ると天野九郎兵衛の名の上に四月無

印で、遠慮被爲仰付候に付無印との脇書わきがきがあり、五月の脇書には惣年寄役被召上他町に住宅家守炭屋源兵衛とあつて、五月以後の印は皆源兵衛の印です、されば頼春水の利兵衛傳に惣年寄役を免ぜられたのは赤穂義士の爲に武器を送つた事が露顯したからであると書いてあるのは間違だ、加之利兵衛が赤穂復讐の件に關係があるといふのも大に疑はしい、延寶七年刊行の難波雀によると利兵衛は岡山の松平伊豫守熊本の細川越中守の藏元とある、赤穂の淺野侯へ出入のことは更に見えぬ、尤も延寶七年以後に淺野家へ出入をしたのだらうといへば夫迄だが、確な證據が出て來ない、元祿十年出版の難波丸藏屋敷の部に淺野内匠頭長矩の藏屋敷は大阪中島西信町にあつて、掛屋かきやは今橋二丁目島屋八郎右衛門梶木町ちくさや十郎右衛門兩人と出て居る、天野屋の名は絶えて見えぬ、春水は鹽屋伊兵衛の家に傳へた利兵衛の傳記に據つて書いたとある、併しその傳記はどれだけ信用を置けるものか危いもの

である、要するに春水の利兵衛傳に説いてある事實は頗る疑はしいのである、之は何とか正確な材料を得て研究したいものです、御承知の通り大阪は淨瑠璃の流行る土地でありますから、或事柄を作者が淨瑠璃に仕組むと、後には其淨瑠璃にある事柄を全くの事實として、之に關係のある文書なり名所故蹟なりが出来る、一般の人は愈、之を事實とするといふ風で、随分迷惑な事も、又時には抱腹絶倒する様な事もあります。

初發言上候様面寫、三郷惣年寄家筋書、難波雀、大坂袖鑑、享保六年、大坂武鑑(天明三年)、役人鑑(慶應四年)、枕全太兵衛氏所藏書類、難波丸

惣年寄の位置は中々重要である、元祿四年西町奉行加藤大和守泰堅すまたが三郷惣年寄に諭した言葉の中に、「三郷惣年寄儀大切の役人に思召候然るに唯今迄は町人頭仕候者と斗思召候、外様者に罷成候、向後御公儀一味に思召候、御與力衆え相續御役人と奉存、諸事御用等入念可相勤候」とある位で、天和三年までは帶刀をして居つた者です、惣年寄は父子世襲で、其子は相應の年配に達すると父と共に惣會所へ出勤する、之を見

習といつて、丁年になると月番惣年寄を勤める、月番とは毎郷の惣年寄が順番に其月の事務を專管することです、惣年寄の職務は段々あります、之を箇條書にして見ると次の通りです。

(一)三郷に發布せらるゝ御觸及口達を町奉行から承け、町年寄を惣會所に召集して傳へること。

(二)御用日に町奉行所に出頭し、或は町奉行の依頼に應じ、惣會所にて下調を爲し、上申すること。

(三)新地の開發があつた時町割をすること。

(四)堂島新地の地子銀、堀江の地代金、其他所々の運上銀を集めて上納すること。

(五)町々年寄、諸川船筆頭組頭、三郷惣代、並に船惣代の任免に預ること。

(六)兩替屋、船宿、船問屋、藥種屋、油屋、繰綿屋、其他諸仲間の人別を調査すること。

(七)大阪川内諸船所持の者及び堀江上荷船極印借受の者の元帳面を保管し、賣買ある毎に調査すること。

(八)三郷町中へ金銀米穀の貸附ある時は惣年寄より借用證文を出し、惣年寄は又町々より證文をとること。

(九)諸仲間にて年寄選定の際は惣年寄にて調査上申の上許可を與ること。

(一〇)新出版物出版の際は先づ其稿本を取り、調査上申の上許可となること。

(一一)女名前願出のものは惣年寄調査上申の上許可となること。

(一二)出火の時に火消人足を指揮すること。

此外北組は毎年一名、南組天満組は隔年に一名づゝ惣年寄を江戸に遣し、年頭の御祝儀を述べ且つ献上物をさせる。又惣年寄の中四人は絲割符惣年寄となり毎年一名宛長崎へ行かねばなりません。天満で今井中

こんなものでした。三郷惣年寄由緒運動書、同年中行事、同申合書、大坂三郷町中御取立承傳記、水瀬氏覺書、中村氏御願一件勘定帳、井岡佐五郎殿借屋類焼一件、安井健治氏談話

惣年寄の下に惣代と申す者があります、最初は北組に三人、南組天満組に各二人づゝ居りましたが、次第に人員を増し、北組に七人、南組に六人、天満組に四人となつた、天満は郷が小さいから總て規模が小さい、惣代は元來は町々の町代ちやうだいで、町代が順々に町奉行所へ出て郷内の用事を爲て、町奉行所では之を惣代といふて居たところ、町々の用務も多い所から、町奉行所へ出るのは甚だ迷惑であるといふので、人を備うて出頭させた、然るに雇人が段々事務に熟達して來た所で、その雇人のみで用が足りるやうになり、之を町奉行所で惣代と呼ぶことになつた、かゝれば惣代は郷中から扶持銀を受くる一箇の雇人に過ぎないのであるが、後には惣年寄と同じく親子引續いて奉職するといふやうになつて、町々から貰つて居る扶持銀も、後には大威張で町代に持參させたり、或は先取などするやうになりました、彼等の誓詞に「町中より相定の合力の

外當座の禮物取申間敷事とあるのとは大分の相違です、郷によつて多少の相違はありますが、惣代一人の収入は大抵一年銀三貫目ばかり、夫から年頭八朔等の役徳が一貫目ばかり、都合四貫目内外の生活をしたのであります、而して親子同時に勤める時には若干の合力銀を貰つた、惣代の下には之を補助する若^{わか}者^{もの}がある、惣代一人に若^{わか}者一人といふ比、例です、又物書^{ものかき}といつて書類の認方に従事する人がある、北組南組は各三人、天満組は二人で、後には物書の外に更に筆工^{ひつ}といふものも出來た、これは定雇と臨時雇とを併せて、每郷三人づゝある、又會所守は會所の書類を保護する役で、每郷一人づゝ居る、物書以下の給料は二箇月を一季として一季に二百目づゝであつた、夫から小使人足が北組南組に各二十一人、天満組に十七人あつて、これは當日使役の多寡に應じて賃銀を呉れました。

勤筆免思、初發言上候帳面寫、天満郷南郷惣會、出銀減少願控、南組惣會所節季勘定帳(文化十四年)、南米屋町集銀帳(文政三年)、御觸及口達(天明八年)

惣年寄人名表

手代 (若者)	惣代 (天) (南) (北)	惣年寄 (天) (南) (北)	
	三 四 五	五 七 一〇	延寶七年
三 四 五	三 四 五	四 六 六	元祿十六年
四 六 七	四 六 七	四 五 五	元文五年
四 六 七	四 六 七	三 五 五	文政三年
四 六 七	四 六 七	三 五 五	慶應四年

惣會所員々數表

組
德川時代の大阪市制 (七惣會所惣年寄惣代物書) 新屋左五右衛門新屋庄左衛門 (北組に入る)
薩摩屋 仁兵衛さつまや仁兵衛比田仁兵衛

書	物	
(天)	(南)	(北)
—	—	—
二	二	二
二	三	三
二	三	三

(八)町會所、町年寄、町代

惣會所の下にあるのは町會所で多くは路次の中にあり、建坪も案外に廣かつたもので、之には町代が住で居る、一體町年寄は町中の選舉によるもので、選舉の方法は先づ其町の町人夫から準町人と申す家守かまもり判人—家守は今日の言葉で申すと差配、是等が集つて投票をする、其時の一件書類—南米屋町の分で文政九年と嘉永六年と兩度の書類を持參致しましたからお後で御覽を願ひます、文政九年には一人が二票宛投票を遣つて居りますが、嘉永六年には一票づゝでございませう、投票の結果は町人家守の中から交替で勤めまする月行司から惣會所に報告

大抵年頭八朔に銀二枚づゝと益正月に祝儀三十目宛を貰ひます、袴摺料とは袴が摺れるから袴の損料といふ意味でございませう、又町内に家屋敷の賣買、讓替、養子、元服、祝言などがあると、孰も祝儀銀を貰ひます、併し是等の所得は到底本業を打捨てた損害を償ふに足らぬ、従つて本來町年寄の勤めます事務を町代に任せる、之は給料を出して傭ふ人でありますが、事務にも熟達して居るから甚だ都合がよい、其處で町代は段々に勢を得て家守を兼任する、年寄町人が自身で番所へ斷り出でねばならぬことを町代が取捌く、かうなると町人と町代との區別がつかぬ、誠に不都合であるといふので、樂翁公の時には嚴に之を禁ぜられました、南米屋町では町代扶持は一役につき一匁づゝ集めますが、これでは中々暮されぬ、そこで餘内銀とか紙子代とか再餘内銀とかいふ名で補助をする、伏見町では大抵二箇月錢三十貫文内外の収入となつたといふ、月行司は町人二人づゝが順番に之に任ずるので、町年寄に事

があれば其代理をする、町年寄は一町に一人、町會所は一町に一箇所あるのが本式ですが、時には町年寄一人で二町を兼帶するやうに、町會所も二町連合して一箇所を置いたものもあつたさうです。南米屋町新年寄一件書類、文政九年、嘉永六年、町年寄役

心得有增、御觸及口達、天明八年、南米屋町町中式目録(寛保元年)、舊伏見町町代早川久米七氏談話

町代の下には下役したやくがある、二箇月に錢二十貫文位の収入で申さば小使です、因て一名をおるおききと申します、此外に夜番よばんや木戸番といふのがある、夜番は時の太鼓を打つて町内を廻る役です、太鼓を打つのは初夜初夜の四四ツツ亥亥の刻と眞夜中の三回ですが、大阪の習慣として初夜の太鼓を打つと雇人の仕事を御仕舞としなければならぬ、其所で亥の刻に初夜の太鼓を打ち、亥の下刻に四四ツツの太鼓を打つた、夜番の給料は一人一夜六七十七文であつた、また町々の境に在る木戸は古く豊臣氏時代に見えて居りますが、盜賊失火の變に對して極めて有用であつて、通例亥の刻に閉めて翌朝卯の刻に開き、木戸の傍に小さな番屋を拵へて木戸番が見張をす

る、若し閉門後急用で通行をしたいといへば小門を開けて通し、且拍子木を人數だけ打つて隣町へ合圖をする、故に木戸番を一名拍子木番といふ、其賃錢は夜番と同じです、下役夜番木戸番は別人が勤める所もあり、或は便宜上下役が夜番を兼ね、垣外番が木戸番を兼ねるやうなこともあり、又特別の場合には自身番を設ける、例へば將軍薨去といつたやうな時に、その時は町内の適宜の空屋を自身番小屋とし、晝間は町人一人借家人二人、夜は町人二人借家人四人で詰める、夫から髮結に町抱（九）と床持（十）との二種類があつて、町抱の方は年寄町代と同じやうに町中に家屋敷の賣買讓替、聳入嫁取等があれば祝儀を受ける、床持の方は多くは橋詰、時としては町中に床を持つて居る髮結で往來の人の髮を結ひ、町抱の方は臺箱（十一）を提げて町内の人の髮を結ぶ、臺箱は毎日町會所へ預けたさうです、只今も大阪市中をお歩きになりますと、大抵橋々の袂（十二）に多く散髮店があります、これは自ら床髮結の昔の姿を存して居る、床

髮結は全體で以て二百軒餘ありましたが、毎日七人宛半屋敷に勤めまして囚徒の取扱を致し、又橋々をべか車の通るのを見張つて居つた、床髮結が半屋番を勤務するのは伏見から傳へた制度で、最初は伏見の床髮結を教導方として使用した、されば本來床髮結は自身半屋番に參る筈であるが、後には人を雇うて代理をさせたさうです、以上で先づ郷に對する惣會所、町に對する町會所の職制はザツとお話をしたのであります、ツイ申すのを忘れましたが町會所は大抵路次の中にあつて惣會所と同じく無役屋敷です。南米屋町中式目録、寛保元年、御觸及口達(天保十二年)、床髮結仲間判形帳前書、半扶持方勤書、早川久米七兵衛談話

(九)町人、借家人

此處に申上げねばならぬのは、町年寄の選舉といふ所に、私は町人と申す言葉を使つて居ります、町人と申しますのは家屋敷を持つて居りません、決して町人とは申しません、大阪の市民は第一が町人であり、之は家屋敷を持つて居る、次は他人の爲に家を守つて居る家守

及女戸主が家屋敷を持つて居る場合の代判人を町人に準じます、それから次が借家人、借家人の中でも通筋に住んで居るのを表借家人、路次の中に住んで居るのを裏借家人といふ、一口にいへば町人準町人を引括めて町人と申し、何事に依らず権利を持つて居たのです、されば町人と呼ぶ時は何町何屋何兵衛又は何町何屋何兵衛家守何屋何兵衛と申しますが、借家人を呼ぶ時は何町何屋何兵衛支配借屋何屋何兵衛といふ、公事訴訟を起すのにも、町人なら訴狀に年寄の奥印だけで宜いが、借家人だと家主の奥印も必要であつた、借家人に關する凡百の事件は皆家主が責任を背負ふ、家主と借家人との關係は大に今日と相違して居ります、猶御觸の傳達方に就いて兩者の關係を見ると、先づ一の御觸が町奉行所から出ますと、夫を惣會所で受継ぎまして更に町會所に達する、町會所では右のお觸を書きまして町人家守に見せて、それを見たといふ印形を取る、その帳面を御觸承知印形帳と申します、而して借家人

へは町人家守から夫々傳へさせるばかりです、時には借家人の承知印形を取つた事もあります、普通は町人家守ばかり御觸を見る、借家人は一向權利がない、町年寄を選びますには町人に限る、其代り一切の税——を公役、一を町役と申しますが、夫を負擔するのも町人だけで、借家人は無關係であります、されば借家人は義務もなければ責任もない、負擔もなければ權利もないといふ始末で、之だけは一つ能く御記憶を願ひたいのであります、家屋敷を所持する即ち一箇の町人となるのは市民の理想とすべき所である、家を持つより借家に居る方が算盤上利益だといつて、金銀を持ちながら借家に住ふのは以の外の不埒であるといふ御觸が、寛政五年二月に見えてゐます。家持借家宗盲人別列形帳、御觸承知印形帳、御觸及口達(文化十四年、寛政五年)

(二〇)帳切銀

一體大阪三郷に於て家屋土地に關する制度は何んな風であつたかと調べて見ますと、先づ家屋敷の賣買は賣主の獨斷に計らふ事は決して

て出来ませぬ、必ず町年寄に相談を致します、今度斯々の人が自分の家屋敷を買ひたいといふが如何でございませうと町年寄に相談をする、町年寄は買主の身分を質して彼の人なれば賣つても宜からうと許可を與へる、其處で始めて手附銀をとるので、家を質に入れて銀子を借りますにも右同様の手續を要する、何故其様な手續を取るかといふと、之は身分の違ふ者即ち穢多が自分の富有に任せて町々に這入つて來て呉れては困る、又は前科者が町々に這入つて來ては困るといふのであつたのです、其外職業によつて謝絶する約束がある、南米屋町では宿屋、綿屋、薪炭屋、口入、材木竹屋、麩豆腐屋、煮賣屋、居酒屋、鍛冶職方、諸稽古屋類へは家を賣ることは勿論、是等の職業の人々へ家質に入れてもならぬとの申合がある、炭屋、薪屋、材木屋の類は門先軒下へ荷物を積むから見苦しい、鍛冶屋は火を取扱ふから危険だ、宿屋、居酒屋、煮賣屋へは人出入が多いから何事が起るかも知れぬ、稽古屋の如きは風俗に害がある

といふ趣意らしい、さて手附銀を取つてから愈、家屋敷を譲る段になります。さすがさうすると新規の買主は家屋敷の代價の二十分の一を其町に納めなければならぬのです、之を帳切銀(一)と申します、帳切銀は始め町奉行所の収入でしたが、寛永上洛の時に地子銀免除と共に帳切銀も免除されて、その町の収入となつたのであります、帳切銀の事は徳川氏の時に起つたのではございませぬ、豊臣氏の時に既にあつたので、其證據は茲に慶長十九年八月二十日の帳切銀請取證文がございませぬが、當時は賣買代銀の四十分の一を取上げたので、其後増して二十分の一になつた、只今では歩一税(二)と申して居ります、家屋敷の賣買には第一に右の帳切銀を出し、それから次は町年寄に祝儀を遣る、それから町代、町代の家内、夜番、夜番の家内、髮結といふ風に孰れも祝儀を贈ります、この外にも會所入銀(三)とか顔見世銀(四)とか、振舞料とか色々出銀がある、そこで帳切銀と會所入銀と顔見世銀とは買主の役敷を除き、殘の役敷へ配當して銘

々が貰ふ、振舞料は顔割即ち町人の數へ割付けて配當する、尤も振舞料は實際町人家守を招いて御馳走する代に出すのです、是等の出銀は獨り家屋敷の賣買に止りません、親子の間で家を譲りましても、或は養子を貰ふにも、元服をするにも、女名前になりました時にも、何でも事があればそれく祝儀銀を納め、御馳走をしなければならぬ、其金額は中々容易ならぬ事でありますので、却て家屋土地の價が安くなる、折角買はうと思つても色々の出費がある爲に二の足を踏む様になる、そんな事があつては大阪全體の衰微になるから、將來は無益の出銀を慎み、買主の心祝に差出す分は兎に角、買主に迫つて出銀させるやうな事は決して相成らぬといふお觸が出て居りますが、依然として諸祝儀銀を出す事は止みません、此處に持參いたしましたは寛保元年南米屋町の町中式目帳及び明和二年の追加で、何々の場合には何人に幾許と細く銀額が定めてございます、家屋敷の賣買又は讓替の時のみならず、家を貸し

ます時にも矢張町年寄に豫め届出をして許可を得なければなりません。帶刀者が借りることは殊に面倒であるが、普通の商人でも借家する時は必ず證人を立てる。不幸にして家主が證人を知らぬとか、或は證人に立つてくれる知己親戚を大阪に持つて居ないやうな者は、家請人いひまに頼んで證人になつて貰ひ、漸く家を借受ける。家請人の制度は享保十七年正月に出来ましたもので、當初は三郷に五拾三人の家請人があつた。龜井町即ち現今の東區平野町五丁目に家請會所を建て、表借屋の分は一年二百文から百文、裏借屋の分は八拾文を五回に分つて家請判賃として取り、若し借家人が家主から明渡を命ぜられても、立退を承知しない時は此家請人が中間に立つて取捌き、借家人が老人又は病者で何様にもならぬ時には天滿の觀音寺屋敷に建てある引取小屋に引取りました。が、寶曆寛政の二回に判賃を減じ、家請人の數も減じて三十七人となつた。夫からモウ一層下つた無宿者になると長町の木賃宿、只今は日

本橋と町名が變つて居りますが、この長町の木賃宿に住んで其處から町々に働きに出る、荷物持とか駕籠舁とか多く勞働に従事する者ばかりです。
町中式目帳寛保元年、町中式目(明和二年)、町内申合、三郷家請人仲間判形帳前書、御觸及口達(寛政元年)、手鑑、難波丸綱目

諸祝儀出銀表

帳切銀	家屋敷買入	讓	家	養	子	家主元服名替	祝	言	代判家守
顔見世銀	買入額廿分一 八六〇	二一・五	六〇	六〇〇	三〇	四三	八六		
年寄祝儀	二一・五	一二・九	六〇	四三	三〇	四三			
町代祝儀	八六	六〇	四三	三〇	四三				
丁代家内祝儀	金二步	金一步	三〇	三〇	一・五	二〇			
夜番祝儀	四三	三〇	三〇	三〇	二〇				
夜番家内祝儀	金一步	八六	八六	二〇	二〇				
髮結祝儀	三〇	二〇	二〇	二〇	二〇				
振舞料	一〇〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	一〇〇〇				

本表は南米屋町寛保元年町中式目帳寛保二年明和二年追式目により、一役を標準として作れり、半役は一役とし、多役なれば増額あり、明和五年會所屋敷成り始めて會所入銀を徴す、同年以前會所入銀なし。

(二) 水帳、宗旨人別帳、寺々五人組判形帳

家屋敷を買ひまして帳切銀なり祝儀銀なりを出すと、始めて水帳を貼^(一)り換へて呉れるのであります、水帳は今日の土地臺帳でありまして、其町の何某は間口何間奥行何間の屋敷を有し、役は何軒役であるといふ事を明記したもので、繪圖が添うてゐる、水帳を貼替へる所から帳切と申す言葉が出たのです、大阪の水帳は古くは元和二年にあつた筈ですが、現存致して居りませぬ、元和から明暦元年、元祿七年、享保十一年、寶曆三年、安永七年、寛政十年、文化十二年、文政八年、安政三年といふ風に段々徳川時代を通じて大略十回許も水帳の改正があります、これが町會所に於きまして一番大事な帳面であります、此水帳は年寄月行司の連名で地方役與力に宛てある、一部は町奉行所へ、一部は惣會所へ、又一部は其町内へ保管して置いたもので、卷末には前々の改正の度毎の奥書が添へてあります、各戸の奥行が大抵二十間に定まつて居る點は大に

注意すべきで、一町の幅は二十間の二倍四十間に兩者間の空地若干間
―下水道が通じて居る―を加へたものとなります、次に町會所に於て
必要な帳面は家持借家宗旨人別帳(三)でございます、之は戸籍の基となる
もので、宗旨手形(四)を土臺にして作り、毎月二日町人借家人を町會所に喚
び寄せ、各自姓名の上へ印形を捺させたものです、宗旨手形は徳川氏が
耶蘇教を嚴禁した事から起り、寺々から何某は拙寺の檀徒であると證
明した書附です、されば宗旨人別帳には町人借家人下男下女を問はず
一切町中の男女の姓名を記し、其人名の頭に何宗何寺といふ菩提寺の
名を書いてあります、大阪で宗旨手形を出します寺々は獨判どくぱんと五人組と
の二に分れ、五人組の寺々が銘々捺印するを必要とした者と、一箇寺丈
で保證して宜い者とあります、町會所には諸宗寺々五人組判形帳と申
す大な帳面がありまして、宗旨手形に捺してある寺々の判形と對照す
る、即ち此處に持て來ました此帳面で元祿八年に出來た者です、生魂の

曼荼羅院の下には契沖せきうちといふ二字の黒印が捺してある、宗旨人別帳は古くは宗旨改帳しじうかいざんと申して居りますが、其時分は決して年々作つたものでない様に思はれる、菊屋町の書類の中で一番古い宗旨改帳が寛永十六年——島原亂の翌年で、次が萬治二年、寛文元年といふ風に飛んで居る、而して其帳面は一部を町奉行所に上り、一部を町會所に保存した、夫が後に分れまして一方では精細なる宗旨人別帳を作つて町會所に備へ、一方では其拔萃とも稱すべき卷(一五)を作つて年々町奉行所へ差出し、副本を卷控まきひかと稱して會所に保存したので、卷は町人準町人の戸主の姓名だけを記してあるので、人別帳のやうに家族の姓名の上に月々印を捺してゆく事は人別帳同様で、之を町奉行所へ差出す事を卷納まきをりと申します、人別帳も卷も年々十月に帳面を新にするので、十月は人名の下に、十一月から翌年九月までは人名の上に捺印し、何か戸籍上に異動があると其月の捺印の横へ記入する、因て脇書わきがきと申す言葉があります、卷とい

ふ字の起源は、古くは御覽の通に本當の巻物であつたからで、これは元祿十二年御池通五丁目の巻です、それが正徳年間に折本に改まりましたが、矢張巻と稱して居つて、北組町々は十月朔日と二日と津村別院で、南組町々は三日と四日と難波別院で、また天満組町々は同じく五日に天満別院で、寺社方與力へ差出し、それが濟むと町々孰れも年寄町代夜番髮結へ祝儀銀を送つた、また町會所には御觸承知印形帳、家質證文帳、町中式目、町内申合、公役町役集銀帳、惣會所節季勘定帳、などと色々な帳簿が御座います、が、既に前に述べましたのもあり、後から述べねばならぬのもありますから、此處には名稱だけに止めます。

御池通五丁目巻控(元祿十二年)町中式目帳

順慶町四丁目水帳(安政三年)屋敷町宗旨改帳(寛永十六年)

巻納は町々にとつては花々しい一の儀式で、其順序は宗旨組合頭町で抽籤をしてきめる、宗旨組合といふのは大抵四五町を一組とし、船場島内のやうな區劃の判然した町では、東西に通ずる一筋を一宗旨組合

とし、東端の町を頭町とした、頭町の職務は卷納順序の抽籤の外に、諸通達諸糺物を其組合町々に傳へるのであつて、天明年間幾個の宗旨組合を合して通達組合を作つたが、宗旨組合は依然として存して居りました、されば大阪の町々は三郷に三大別をせられ、更に其中に於て宗旨組合、通達組合、火消組合等、それ／＼の目的に向つて數町乃至數十町が團結を致して居りましたもので、通達組合、火消組合に就いては後に更に一言致しませう、又一町の中には住民同志の取締の爲に五人組といふものがありました、昔は五人組でなくて十人組であつて、十人を一組として互に非違を檢察した、それは豊臣氏時代に見える、五人組といひ十人組といひ、必ず五人十人と定まつた譯ではなく、或は六人を一組としたり、九人を一組としたりする、町人は町人、借家人は借家人で組別け、事があれば一組の連帶責任とした、元祿以前の御觸の末文には、本令に違背するものは本人は勿論五人組同罪云々の文句がよく見えて居ま

す。初發言上候帳面寫、通達町申合一件、南米屋町家持借家五人芝帳寛文七年。

(二) 公役

最後に一應町人の負擔を申上げて置きたい、之は極めて緊要の問題ですが、細く申上げますには一々古帳面をひつくり反しまして數字を讀上げなければならぬ、それは甚だ煩はしい事でありますから極く大體だけに止めて置きます、大阪で町人の負擔致しまする金額を分けると町役と公役との二つになります、公役といふのは町奉行所及惣會所に關係を致しまする費用、町役といふのは一町限りの費用であります、大阪の町人として納めるのが公役、某町の町人として納めるのが町役である、公役を分けると(一)御用人足賃(二)支配打銀(三)火消方人足賃(四)江戸年頭献上物進上物代並惣年寄惣代道中逗留諸入用の四となります、(一)御用人足賃　これは町奉行所及び惣會所で使役する諸種の人足賃、其細目を申しますると、東西御役所宛附人足賃、御普請方定式請切薦

人足賃、繼飛脚扶持銀、惣會所小使人足賃、定式宿繼早人足賃、鐘撞扶持銀並に火之見番人足賃、まだ外にも色々あります、元文元年南組の町々から全體ではありません、南組二百五十二町中百五十四町から惣會所の收支に不正の點があるといつて町奉行所へむけ大訴訟を起したことがありますが、夫によると當時三郷役數約二萬役に對し、一年一役銀三十匁の人足賃を課した、一日に一貫六百五十匁に當る、人足一人一日一匁五分とすれば、一日千百十五人の人足を使ふ事となる、不法此上ないとあります、町奉行所で人足を使うとする時は、月番の惣會所に其旨を通じ、月番惣會所から直に指定の人足を出し、さうして二ヶ月目の末に、三郷から月番惣會所へ集り、その節季中の人足賃を計算し、金額の七分の一を天滿組、殘餘の九分の四を南組、九分の五を北組の負擔額と定めます、之を三郷七分一の割といふ、さうして每郷ではその人足賃を無役屋敷を除き役數に割當て、徴收するのです、惣代部屋諸入用、御用宿

ある、惣年寄、惣會所、町會所は申すに及ばず、傾城町五町、堂島安治川新地二十町、地下町、宮之前町、傳馬町、九之助町、關町、鍛冶屋町一丁目、二丁目、三町人、十人兩替、十人材木屋、廻船年寄、質屋年寄、銅座役所、俵物役所、廻船會所、質屋會所其他で合計千九百役餘が無役である、釣鐘屋敷も尼崎町一丁目即ち今橋四丁目北側の學問所——中井贅庵の開いた懷徳書院も無役屋敷です、無役になつた原因も色々で、或は特別の公役を奉じる爲め、貧民窮助に功があつた爲め、官業又は市政に關係あるが爲め、或は地子銀を上納する爲めといふやうな始末です、それから石の事は先刻地子銀免除の際に申上げました、石掛銀は無役屋敷をも打込にいたし、すべて石高を土臺にして徴收すべき筈ですが、一旦石高を標準にして町々へ賦課された以上、其町々では無役屋敷の分を除き、役掛銀と合併して、役に割附けて取りましたものです。

南組惣會所節季助定帳、南米屋町集銀帳、比田氏諸役、役掛石掛名目覺書、順慶町四丁目水帳

(三) 火消方人足賃 大阪の消防制度は元祿十年に大に定まつたもの

で、先づ全市を上町、北船場、南船場、西船場、天満の五大區劃に分ち、更に三十町内外を標準として區を數箇の番組に分つた。上町は東横堀川以東、西船場は西横堀川以西で、その中間北久寶寺町以北が北船場、以南が南船場であります。堀江が出來てから番組の數は上町西船場が各五つ、南船場北船場が各四つ、天満が三つ、合計二十一番組となり、番組の中の町々が雨、波井、川、瀧の五印に分れ、出火の際は一區内に番組が三つある所は一番手から三番手まで、四つある所は一番手から四番手までといふ風に人足を出し、その番手々々の人足が平等に五印から出るのです。各印の人足を指揮するのが印頭町しんかちの町代で、其上に火消年番町ひけせんぱん代が居る。これは番手毎に一町づゝきまつてゐる、それから三郷惣年寄もやはり五印に分れ、銘々印の纏を押立てて消防を指揮する。月番の町奉行も現場へ出馬するといふ譯です。或區内で火事があれば其區の一番手二番手の人足で消留める、三番手以下は容易に出場せぬ、殊に他の區の人足

い働をするだらうと申したさうです、役人村人足は火消に従事する手當として享保以來辻合軒下に小便桶を出し、小便を貰つて居つた、甚だ穢いお話ですが實際だから致方が御座いませぬ。

南組惣會所節季勘定帳(文政七年)安井曾治氏談話

御觸及口達(元禄十年、寛政二年)、三郷火消組合大繪圖、火消組承知印形帳、永瀬氏覺書

(四)江戸年頭献上物進上物代並惣年寄惣代道中逗留諸入用 恐しい長い名であります、讀んで字の如く、毎年正月將軍御臺所、西丸、御部屋、老中、若年寄、寺社奉行、大目付、勘定奉行、町奉行へ献上する緋縮緬白紗綾の代銀と、之を持參する惣年寄惣代の旅費で、献上物進上物の代銀は七分一を天滿組、七分の二を南組、七分の四を北組で負擔する、江戸へ拜禮に行く惣年寄は北組から毎年一名、南組天滿組から隔年一名で費用は其惣年寄取締の郷中で支辨する法で、郷では之に献上物進上物代の割前を加へ石高にかけて町々へ割當て、町々では實際は役高に應じて取立てました。

大坂三郷町中御取立承傳記、南組惣會所節季勘定帳、南米屋町集帳

以上四種いづれも公役である、三郷公役の合計は古い所は全く解りません、毎年正月十一日に出る御觸に、惣年寄は惣會所金銀の出納を明白ならしめよとありますが、其出納の順序は、慶安元年の御觸に公役決算の時は町々から算盤及文字に達した者を集め、一町毎に出銀及拂方を明白に記し、其計算を承知したといふ印形を町々から取れ、又町年寄が公役町役を市中に賦課する時は、用途及金額を記した請取書を出し、公役銀を惣會所へ納めたなら、惣年寄から其請取書を取つて町中へ示せとあるので、略見當がつかまらず、所が元文元年南組百五十四町の訴狀で見ると、少しも此法令に準據して居ない、毎年十一月朔日に宗旨組合から年寄一人づゝを惣會所へ召喚して、勘定表を讀聞かせ、承知の印を取る、けれども讀聞かせるのは、勘定の大體ばかりで、細目は少しも分らぬ、さうしてそれが濟むと、勘定祝と號して大宴會を開く、これには豫め郷中の十町乃至二十町へ茶番町ちやばんを命じ、酒食は勿論一切の器具を新調

して出させるのだから、茶番町を命ぜられた町は中々苦しい、人足賃銀や諸買物一件の帳簿を預るのは物書であるから勝手に付掛をする、惣代は郷の雇人である身分を忘れ、町々から扶持銀を持参させ、甚しきは扶持銀の先取をするといふ亂脈至極の始末で、公役は往年に比し約三十割の増加であつたといふ、南組町々が月番町設立を出願して猛然と惣會所に反抗したのも決して無理でない、尤も此時は南組町々の外天満組全體からも訴狀を上り、又北組は無關係であつたやうですが、此分は残念ながら委しくは解りません、天満組は七月に南組は九月に訴狀を出し、前者は翌年二月から、後者は三月から月番町を惣會所に出勤せしむることとなりました、此訴訟中又は訴訟後惣會所との複雑なる交渉事件は暫くお預と致しまして月番町其ものに就いて一言説明を試みませう、南組百五十四町を五組に分け、各組から一箇月三町づゝ月番町となり都合十五町から一町につき町代一名月行司一名を惣會所へ

出勤せしめる、晝は三町夜は二町といふ定であるから、一町で十日間勤めることになり、月行司町代は勿論手辨當で、彼等が惣會所に於ける職務は命に應じて御用人足を差出し、それを帳面につける、諸買物は品質價格を吟味し、これまた帳面につける、物書筆工小使には出勤届をさせる、かうして無益の費用を省き、節季には此帳面を基礎として勘定し、惣年寄の検査を受け、月番町から差紙を出して經費を集め、月番町設立の出願に加はらなかつた九十八町は舊の如く惣年寄の差紙で集め、支拂は惣年寄月番町立會の上でしました、月番町の制度は何時まで續いたか、一郷内で集銀の方法が二つに分れては統一を缺く、月番町を勤める町も勤めぬ町も負擔は同一で仕事は苦樂大差ありといふ譯ですから、或は不平が起つて案外早く破れたか、或は此制を南郷全體に及して永く續いたか、何分確とした史料が御座いませぬ、南組惣會所諸拂勘定詰書つぎに寛政十一年正月月番町の内正月詰番十五町年寄を惣會所へ

招いて寛政二年から同九年に至るまでの勘定過不足を示したとある、此月番町は名稱に於ても町數に於ても元文の月番町に似てゐるが、仕事は大に違ふ、元文の月番町は惣會所の經費を計算検査する、寛政の月番町は惣年寄から單に帳簿を示され、唯々として之に捺印をしたのである、又之を天明元年に出來た通達組合の月番町とすれば仕事の方は能く合ふが、南郷では宗旨組合六十一組を合して通達組合十九組を作つたとあれば、其月番町は十九町あらねばならぬ、十五町では町數が合はない、孰れにしても今一層研究を要する次第です。

所請勘定詰書、通達町御定に付仕法

御觸及口達(慶安元年、承應二年)、天満郷南郷惣會所出銀減少願控、南郷惣會

天明三、四、五年の三郷公役は一年平均銀七百八貫八十一匁一分七厘九毛八弗とある、數字で示された公役額でこれより古いものはない、それを六年七月に五百六十八貫五百八匁餘に減じ、更に寛政二年に四百三十五貫目に減じたのは樂翁公儉約令の結果でありませう、併し臨時

の公用があつたり、又町によつては滞納するのがあるので中々引足らぬ、南組だけでも寛政二年から九年までに不足額合計十四貫八百二十七匁一分四厘五毛となりました、そこで假拂なり臨時打銀うちぎんなり適宜の方法によつて不足額を補つてまゐりましたから、寛政の定額は名あつて其實なく、文政元年又もや毎郷に勘定月番町と吟味町とを設けて惣會所の會計を掌ることに致しましたが、それにも係らず天保十一年には三郷公役合計七百十二貫目となつたので、弘化元年町奉行所與力同心の出役諸入用御用人足等を半減とし、惣會所町會所の入費も之に準じて減少するやうにとの命令がありました

御觸及口達(天明六年、寛政二年、弘化元年)、南組惣會所諸拂勘定詰書(文政五年)、南組惣會所節季勘定帳

(二三)川浚冥加金

公役には入りませんが、公役と同性質で特に著しいのは川浚冥加金と申すものであります、地圖で御覽の通り大阪は川が生命ですから、川浚といふ事には非常に注意をしたものでございます、川浚は大川浚――

大川といふのは淀川、それから内川浚、即ち淀川から分れました川々の浚、それから兩川口—安治川口、木津川口の浚と三通に分れてゐます、川浚費の出所は段々沿革がありますが、安永元年には三通になつて居る、第一が家質差配所の冥加金九百十兩、銀に換算して五十四貫六百目、第二が十川築地代銀貸附利銀八十貫五百九十六匁八分、第三が堀江上荷船船床銀六十四貫二百目、その内二貫目は船床銀取集料に引けますから正味六十二貫二百目、三口へて百九十七貫三百九十六匁八分を一年の費用として居つた、堀江上荷船の船床銀と申すのは元祿十一年堀江新地發展の爲めに上荷船五百艘を許可したに對する冥加銀で、十川築地代銀と申すは明和四年に曾根崎川、京町堀川、立賣堀川、阿波堀川、東横堀川、海部堀川、薩摩堀川、中島上、鼻、江戸堀川下、鼻、江子島下、鼻等それへ新に築地をした、その築地の賣拂代銀を貸附けて年々に收める利銀といふ意味です、さて家質差配所と申すのは明和四年十二月江戸の町

人清右衛門、大阪周防町津國屋小右衛門、住吉屋町紙屋利兵衛の三人が一年に冥加金九千九百五十兩を差出して許可を得たもので、三郷及近在の百姓に至るまで家屋敷や諸株を質に入れまする時は、必ずその證(二六)文に差配所の奥印を経なければならぬ、今日の所謂登録でございます、さうして奥印を経る時には、銀一貫目に就き、貸主から四匁借主から六匁併せて十匁の奥印料を差配所に納めさせ、家質は六箇月毎に諸株の質は一年毎に證書をかきかへねばならぬものとした、町人が自分の家屋敷や株を質に入れるのはヨクセキの事である、孰れも秘密の中に取計らひたい、差配所の奥印を請けては、財産の内容を打明けるやうなもので如何にも苦しい、何うか止めて呉れる様にと再三歎願したが、聞入れられなかつた、すると市民は憤懣に堪へませんので遂に暴動を起しまして、紙屋津國屋を始めとし家質差配所に關係ある人々の家に亂入して、皆打潰して了ひました、之は明和五年正月二十二日から二十四日

へかけての事でありまして、當時の騒動は此處に一部の小説梅花香^{ばいこう}二王門日^{わうもん}となつて残つて居るのであります、紙屋利兵衛が梅花香と申す油を賣つて居つたからです、併し五月になつて町奉行から説諭もあり、其歳の暮から實施となりました、此差配所の益金の一部を川浚に費したので、一つは市民の不平を慰撫する爲であつたでせう、其後安永二年になつて金額を増加して四千九百兩とし、之で一切川浚の経費を支辨し、十川築地代銀貸附利銀と堀江上荷船船床銀とは城内金藏へ納めることにしたので、差配所奥印の件は如何にも市民の承知を得難い、寧ろ差配所を廢止し、差配所から納めて居つた冥加金一年九千九百五十兩を川浚冥加金^(二七)といふ名目で徴収した方が宜からうといふ事になり、安永四年以後一年三回二月五月十月に分納させ、右金額の中から依然として四千九百兩を川浚費に使ひました、川浚冥加金の割方は三郷賣券高三十萬五千二百八十七貫五百匁で冥加金總額を除ると一貫

目につき一匁九分五厘六毛となる、之を毎町の賣券高に應じて其町の負擔額を定め、其町にては表間口の間數に割當て、町人から集めた、之を間口割といふ、此賣券高の中には永世不動なる無役屋敷は除外し、其他の無役屋敷と傾城町五町をも含んでゐます、それ故惣會所から冥加金の支拂を命ずる時は移動ある無役屋敷の分も加算してあるが、實際は其分を町中の他町人一統で負擔するもあり、又永世不動の無役の分でありながら他町人と同様に其町の冥加金額を負擔するもあり、區々として定まらぬため、寛政八年無役屋敷はすべて之を除いて町々の冥加金額を定める事にしました。松平石見守初八に付差出候覺書、享保己來御取計替候覺書、御觸及口邊明和四年、五年、攝陽奇觀、南米屋町集銀帳、文政三年、川邊冥加金割方改帳

(二四)町役

町役と申すは一町内の費用で之は案外に額が多い、公役の三倍四倍時には五倍になつて居る様であります、町役には定式臨時の二通(一八)があつて、費目の種類を區制すると(一)諸寺社への初穂料(二)町奉行以下町奉

行所吏員、惣年寄以下惣會所吏員へ對する禮銀心付(三)惣代扶持銀(四)町年寄以下町會所吏員へ對する禮銀給料心付(五)組合諸入費(六)諸帳簿薪炭油其他諸雜費(七)水道浚賃(八)橋梁改架修繕掃除費等で、町内に出火や變死人や行倒や棄子があつた時、勸進相撲や能狂言があつた時の費用は皆臨時の町役です、町役の賦課法に役割、顔割、坪割、間口割の四種がある、一年二回町年寄へ出す祝儀銀——袴摺料とは違ふ——は顔割即ち町人の頭數へ割當るし、下水道浚賃は坪割、橋梁に關する諸經費は間口割で取集める、無役屋敷は勿論坪割にでも間口割にでも省きます、其他は凡て役割である、町會所では一年を六節季に分け、節季毎に公役町役の費目銀額を掲げ、町人毎一人の負擔額を明記し、月行司の連名で節季末までに集銀をするのが規則です、從來大阪には棄子が多かつた、安政から文久へかけて大阪町奉行であつた久須美佐渡守祐雋が著はした浪華の風によると、棄子の多い事は必ずしも淫風の盛なるのみに歸する事

は出来ぬ、穢多村のものども其の子を平人になさしめん爲に竊に謀りて棄てるものもあり、心得あるべき事なり」とあります、町會所には棄子

番と書いた提燈が必ずかゝつて居たさうです。

文政三年南米屋町集銀帳文政三年、諸祝儀式目並年中勘定仕法立、派華の風

臨時の町役の中で、橋々の改築修理に關する費用の負擔は大に研究を要する問題です、一體大阪には橋に二種類あります、公儀橋と町橋で、公儀橋は天神橋、天滿橋、難波橋、京橋、野田橋、農人橋、日本橋、高麗橋、本町橋、鳴野橋、長堀橋、備前島橋の十二、其他はすべて町橋である、公儀橋の架換修理は公儀から、町橋の架換修理は橋掛町々からする規定であつた所、明和六年塚口屋七兵衛の出願を入れて旅籠屋株を許可し、其代り鳴野橋を除いて十一橋の修復を七兵衛にさせた、橋掛町々と云ふのは交通往來の上から其橋の費用を負擔する町々の事で、橋詰の兩町は勿論、それに接續した數町をいふので、橋々によつて橋掛町の數が違ひます、心齋橋に就て申すと長堀心齋町長堀十町目が南北の橋詰町で、其外北は

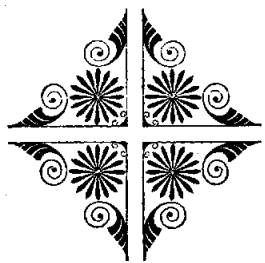
車町南勘四郎町から本町四丁目五丁目迄十五町、南は鋳屋町から菊屋町まで五町、合計二十二町が橋掛町々であつた、出金の比例は橋詰兩町で二分の一、残の二分の一は南北の二十町から一割落で出す、西横堀川木綿橋の如きは東西十七町が橋掛町で西詰吉野屋町が七割、東詰南毛綿町が二割、其他の十五町が一割を負擔する、戎橋の如き道頓堀に架した橋はまた特別で、此橋の架換には今宮村外二村、法善寺、三津寺町外三十町から各、餘内銀を出し、殘額は橋詰の四ッ角屋敷と芝居四軒とで一半を、又菊屋町、木挽南町、同中町、同北町、鋳屋町、久左衛門町、宗右衛門町、吉左衛門町及九郎右衛門町の九町で一半を支辨する、費用の割方は一町の中でも橋に對する位置からして相違がある、標準になる銀額を本掛ほんがといひ、何町は本掛何割落ときめる、之を段落だんちやくといふ、その金額を再び間口に割當て、町内から徵收する、其後本堺町、本京橋町、本相生町三町が戎橋の橋掛町となり、一切の入費は四ッ角四町及び芝居矢倉四軒から二分

の一、他の八町で二分の一を負擔する事になりました、この橋は芝居町へ行く通路であるから、往來も繁く従つて早く破損する、橋掛町々にとつては中々苦しい、そこで三村一寺三十三町から餘内銀を受けたので、橋の普請修復に就ては各町甚だ當惑した、人や車の往來が激烈では破損が甚しい、仍て町によつてはなるべく他町の橋を通行するやうに彎曲の度を強くして橋を掛けたといふ事です、**か**車の橋上通過を禁じたのも橋梁保存の意味から來たものと思はれる、大阪の生命は水です、すから橋の事は大阪に大きな關係があるので、以上で概略三郷の市制について述べた積ですが、誤謬不足の點は遠慮なく私宛に御注意御助言を願ひたいのであります。

手鑑心齋橋修復諸入用並町割方算用一件(寶曆十三年)、木綿橋旨造工入用帳(明和元年)、道頓堀戎橋修理入用帳寫(元祿七年)、戎橋普請諸入用割方帳面寫(安永三年)

(をばり)

1110



1110

附 錄

一、地子銀免除額(比田氏諸留所載)

先年大坂三郷町中御地子銀高之覺

一古町分御地子高五千石、但八ッ取四千石、此銀八拾貫目、壹石ニ付貳拾目替之積を以每年上納仕之御事、

内

貳千八百七拾六石七斗五升七合

北組

八ッ取貳千三百壹石四斗五合

此銀四拾六ノ貳十八匁一ト

千四百七石壹斗七升八合

南組

八ッ取千百廿五石七斗四升三合

此銀廿二ノ五百十四匁八ト

七百拾六石六升四合

天滿

八ッ取五百七十二石八斗五升壹合

此銀十一ノ四百五十七匁壹ト

一新町分御地子高六千八百八拾三石三斗九升八合壹夕五才、但八ッ取四千九百四拾六石七斗壹升八合五夕貳才、此銀九拾八ノ九百三拾四匁三ト七リ四毛、壹石

徳川時代の 大坂市制附録

ニ付貳拾目替之積を以每年上納仕之御事、

内

貳千四百壹石六斗貳升九合壹夕五才

北組

八ッ取千九百二拾壹石三斗三合三夕貳才

此銀參十八ノ四百廿六匁七リ

三千四百五十九石四斗七升七合

南組

八ッ取二千七百六十七石五斗八升一合六夕

此銀五十五ノ三百五拾一匁六ト三リ二も

三百廿二石二斗九升二合

天滿

八ッ取二百五十七石八斗三升三合六夕

此銀五貫百五十六匁六ト七リ二も

右之通先年上納仕之處ニ六十六年已前寛永十一戌年御上落之刻御赦免被爲成之、已上、

(元禄十二年)

卯五月九日

斗代上田三石 中田貳石餘 下田壹石三斗ニ御座

ひ、

○古町は豊氏時代の町々、新町は元和元年以後の町々を指す、

二、大阪釣鐘町鐘銘(府立博物館藏)

是歲甲戌之秋、以

源左大臣鈞命、被_レ獨_二當地市廓永代斂租_一、是

天下寬裕之基也、人皆拊_レ野展_二喜悅眉_一、故

依_二衆評_一使_二梟氏_一新鑄_二鴻鐘_一矣、

曙雲橫_二東嶺_一朝_二撞_レ之祝_二延

皇帝萬歲、皎月懸_二西山_一夕、擊_レ之祈_二誓

賢君千期_一、古亦有_二慶餘_一、則勒_二金石_一、銘_二彝鼎_一、

而歎爲_二太平道_一矣、蓋夫無_レ貴無_レ賤、聽_二鐘

聲_一者、忽降_二睡魔_一、速破_二群疑_一者也、

鎔_レ金鍊_レ玉、不_レ費_二鉗鎚_一、

華鯨作_レ形、晨昏報_レ之、

將軍大樹、風不_レ鳴_レ枝、

國家父母、萬民蒙_レ慈、

仁者有_レ勇、大明無私、

清平世界、永護_二

丹墀_一、二百八聲、響通_二天神地祇_一、

切石有_二消日_一、洪音無_二盡時_一、

寛永十一閏逢閣茂季焮吉日

冶工 藤原 家次
願主町中一結衆等

野釋龍巖叟書

○此鐘今大阪府立博物館の庭園にあり、鑄造の次第は詳に大坂三郷町中御取立承傳記に見ゆ、

三、安治川命名の觸書(川方地方御用覺書所載)

覺

先年被仰付候淀川と新川と名、安治川と可申は、并兩川端と町と名安治川町と可申は、

右之通從江戸被仰下候間、三郷町中可觸知者也、

元祿十一寅六月五日 美濃

立蕃

三郷惣年寄中

○美濃は保田美濃守宗卿、立蕃は松平立蕃頭忠周なり、此時大阪町奉行三人あり、永見甲斐守重直は在府とす、

四、紗綾代銀請取證文(濱和助氏藏)

紗綾

さや賣銀ニ請取申銀子事

合壹貫貳匁四分三厘也

(組) 右者北と天満と南と伏見と四郷へさや六拾八端賣申代銀の内ニ、南と伏見とノ分に儘ニ請取申は、さや渡は上の此手形ハ不入儀にハへ共、銀拂方覺ニ仕度由、

寛永拾壹年
戌極月廿九日

よとやヶ庵内

律

子(花押)

南寺御惣代

九右衛門殿

○淀屋个菴は本姓岡本氏、寒宮を以て聞ゆ、四鄰にて購入せる紗綾は江戸年頭献上物進上物にあてしなるべし、

五、大阪町奉行起請文前書(江戸幕府職官考所引諸役誓紙前書)

- 一 今度大坂町奉行被仰付候、彌重公儀御爲第一ニ奉存、御後閣儀聊以仕間敷候、相役人者不及申御一門方諸大名諸傍輩ト、奉對御爲、以惡心申合一味仕間敷事、
- 一 御城代御定番并相役人萬事御用ニ付而相談之刻不殘心底ヲ申出、其上私之不立所存、多分ニ付、御爲能方可仕候、相極候儀陰ニテ何角取沙汰仕間敷事、
- 附 大番頭御加番之面々御目付衆御用之儀相談於有之者、是又御爲能様ニ可申談事、
- 一 大坂町奉行被仰付上者、諸事出入公事等之儀、親子兄弟知音之好又者中惡敷輩タリトイフ共、無依怙最負入念正路沙汰可仕事、

徳川時代の 大阪市制附録

附與方同心并召仕之者共對諸人以御威光非分成儀不申掛、萬事不致依怙最負候様堅誓詞可申付候、

勿論抱候時分致僉儀、慥成者可召置事、

一 大坂町中ヨリ請來候禮物之外、金銀米錢衣類具酒肴(道次ウ)等一切受用仕間敷事、

一 御隱密之儀聊以他言仕間敷事、

附以御威光私之奢仕間敷事、

一 近國并西國筋之面々公儀御仕置疎略之儀承候者、無依怙最負急度可致言上事、

一 奉對御爲相奉行ト中惡敷仕間敷事、

右條々雖爲一事於致違犯者罰文略

年號月日

老中一人立合之大目付壹人

六、三郷惣年寄起證文前書(水瀨氏手控所載)

- 一 私共惣年寄役相勤候ニ付、萬事相愼、御威光をのぞ私之驕毛頭不仕、御爲第一ニ存込可相勤事、
- 一 町人公事訴訟之儀ニ付、縦親子兄弟たりといふとも内證ケ間舖差圖らしき儀仕間敷事、
- 一 諸事御裁許御仕置等之儀、縦先達御御内意承傳以事

在之い共、他人者不及申、親類仲間之者たりといふとも一言不可漏事、

一町人出入之儀、何方より被頼候とも、取持儀不及申、少之口入等仕間舖事、

但御意有之候而取扱候儀者各別、又者口入不仕候而之不叶儀茂有之候時者、其趣申上可蒙御意事、

一町人用有之候る賄之儀之不及申、常々無筋音物等一切受用仕間舖事

一町人無用之物入非法之課役かけ間敷候、毎年惣會所勘定等明細いし、町々得心爲仕可申事、

一町々年寄相極候儀、其所之町人一同之願にまらせ、此方最負之るらひ仕間舖候、

但不届之者丁人願出候之其段之可申上事、
右條々於相背者忝茂

罰文

三郷惣年寄

連名

兩御家老中當

但郷順、見習も同様

七、三郷惣代起證文前書(永瀬氏覺書手控)

一公儀之權を以丁人の奢仕間舖事、

一町中相定之合力之外、當座之禮物取申間舖事、

一丁中御使に被遣候時、依怙最負仕間敷候、親類縁者其外間能者より御座候節(共々)、惡事御座候者無用捨有

躰可申上候、縦最負惡敷者共其遺怙存間敷候、并被仰付候外私存間敷候事、

一對決ニ罷出候公事人之儀、私共之御尋之儀御座候者、無依怙有躰可申上候、惣別不被仰付候内、公事様子取沙汰仕間敷事、

一御奉行様御家中衆町方之御頼候用事御座候者、御爲惡敷事仕間敷候、并御家中衆之丁人頼候義取沙汰仕間舖事、

一丁人之儀萬事御尋之儀善惡共有躰可申上事、右之條々於相背者忝も

罰文

三郷惣代

連名

兩御家老中當

八、町年寄誓詞(大黒屋利兵衛新年寄一件所載)

一札之事

一私儀年寄役被 仰付奉得其意い、然上之役儀疎略不

仕、諸事入念大切ニ相持とめ可申御事、

一從先年數度被仰出諸事御法度ニ條々、并御口上ニ被仰渡候趣、每度先年寄より入念寫取丁内ニ差置御書出等寫落、心得の御義御座の御斷申上、寫取、丁中末々迄奉相守の様に可申付御事、
一御公用出銀丁内丁用の出銀等、每度明白ニ仕置、少茂私曲仕間敷、丁内の入用銀と打懸申間敷御事、
一丁人公事出入仕出の、丁簡を以隨分下ニ取賤相濟、公儀の不及御沙汰様常の心掛ケ可申、不得止事出入の格別の御義奉存御事、

一丁内の者末々迄常の加憐愍、不痛様ニ仕置、尤自分奢ケ間敷義毛頭仕間敷御事、

右之條々少茂違背仕間敷の、萬一奢ケ間敷様躰、或の不筋成義、脇の御聞被成の、早速年寄役可被召上の、其時一言の申分仕間敷の、爲後日證文仍如件、

文政九戌年七月

南米屋町年寄

大黒屋 利兵衛

南組

惣年寄御中

徳川時代の大阪市制附録

九、床髮結伸間判形帳前書(株仲間判形帳前書所載)

一於髮結床喧嘩口論の勿論諸勝負等致間鋪事、

一床髮結共牢番致の儀を申立、於床場嵩高不作法等無之様、兼々可相愼事、

一床置場所御用の節の不及申、町家の内ニ差置分も、其町の障有のと、無異儀取除可申事、

一髮結床の儀日除雨覆迄の事ニ付、是迄の通り取拂の心得を以切組置、目立候修復決の不致、尤有來りの間敷の不廣、勿論寢泊等堅致間鋪事、

一堀江の外前々の髮結床貳百株御免被成置、并在々出口ニ差置候床株三十、組頭共願上御聞被成下、且又鈴木町金田屋正助請地難波村新建家場へ御免被成候床株五ツ、古株同様被仰付、組頭共相對(軒カ)以正助の讓り受支配仕のに付、右都合貳百三拾五數(軒カ)の外決而髮結床差出申間敷候、尤床讓り渡シ并持主借受人宅替印形改、其外床置場所替候節の度每御斷申上帳面張替可申事、

右の通急度相守可申、若前書申上の趣と相違の儀御座

候ハ、床主并借り主組頭共迄如何様ニ曲事に茂可被仰付ハ、依而一統連判仕差上申所如件、

天和四亥年五月

右ノ明和四亥年五月髮結床仲間帳面差上ハ以後、年々床持主借主人替多帳面難見分、此度御改被成、右床持主借主名前無相連判仕差上申候、尤前書ニ趣急度相守可申候、爲後日依而如件、

天明八申年五月

○堀江髮結床二十六株、中ノ島上ノ鼻新築地建家限髮結床一株、東横堀川上ノ口新築地所限髮結床三株、六軒屋新田之内新築家通用髮結床一株の判形帳前書皆上文に同じ、

一〇、町内申合(南組南米屋町)

覺

一御公儀様御法度之儀ハ不及申、火之元相互ニ心を付、別ハ入念可被申事、

一博奕賭之諸勝負、ろくど、穴うち、辻寶引、碁將碁ニハ賭物勝負一切不相成候間、銘々の勿論、小兒たり共相慣ハ様心を付可被申事、
一大人子供等無用ニ川遊び、御法度に以間、急度相慣并丁内ニハ花火取扱不相成ハ事、

一表借屋附庇又ハ附店之出張不相成ハ、且又軒下溝石ニ外ハ積出し物一切相成不申、并軒先家根等ニ物干植木等置申間鋪ハ事、

一都ハ淨瑠璃之會、碁將碁ニ席屋、三味線稽古屋、舞師南等ハ家貸申間敷ハ、其外左ニ商賣人ハ町中申合ニハ家貸不申ハ間承知可被致事、

麩屋 薪屋 炭屋 油屋

鍛冶屋 旅籠屋 居酒 煮賣

風呂屋 肝煎 武家方旅宿 豆腐屋

座敷貸 納屋貸 富札屋

右ノ外丁内ニ先規カ有之ハ同商賣不相成ハ間、加商賣ニ被成ハ共兼カ家主ハ御尋可被成ハ、若無斷同商賣被成候ハ、差留可申ハ事、

一攝待盆踊り其外人集致ハ事一切相成不申事、

一用水町内ハ差出置ハ間、相互ハ心を付水汲可被申、尤毎年十一月朔日カ三月晦日迄、借屋衆中毎夜四ツ時カ自身番ハ順番ニ出勤可被致ハ事、

一祭り挑灯町内揃ニ致相渡候間、其手元ニハ損候ハ、張替可被成候、尤變宅の節ハ丁内ハ返し可被申事、
一名前人ハ勿論同家人カ共、一旦名前差出しハ者、

他所他國に引越し儀、町内ニあは爲致不申し、下人別宅に儀、其親元を送り一札無之候、人別出し不申事、其外人別出入有之候、其度毎家主に相斷可被申事、

一丁内人別ニ無之人、警親類たり共宿貸申間鋪事、一諸家様方名目銀無據借請度儀有之候、年寄家主に相斷、相談の上、返濟之手當も有之候、其上借請可被申事、

但、諸色諸道具衣類等都あ有もの貸し借りも右同様事、

〔二丁内堺筋通格子附住宅の人續貸無用事、〕
右の條々無違失御心得可被成、且又借屋衆中忘却無之様、篇と御申聞可被成候、

以上

年 寄

大黒屋 利兵衛印

右の條々儘ニ承知仕、銘々共儀の不及申、家内中并借家衆中の不洩様申聞、急度爲相守可申し、爲其銘々判形依而如件、

天保四年

徳川時代の大阪市制附録

癸巳六月改

九屋 伊右衛門印

右被仰渡の條々逸々承知仕、無違失急度相守可申し、爲其銘々印形依而如件、

九屋伊右衛門借家

井上屋吉右衛門印

○外借家人數十名連署あり

○本書は一冊を原本として町會所に存し、別に本文と諸祝儀式目録とを併せ寫して各町人に配附したり、表紙裏書に「式目帳諸祝儀之分御一新に付御廢止、猶又明治三年年閏十月丁内一統相談之上朱消之分相止候事」とありて、町人一統の名を記せり、所謂朱書の分は「」を施して區別せり、

一、紅屋新右衛門家屋敷賣渡證文

(鈴木治兵衛氏藏)

永代賣渡申家敷事

所の北堺町貳丁目、南かゝ面テ四間口、奥へ貳拾間、此銀子貳貫目ニうゑ渡申事誠延明白也、右の家お屋敷出入れと、我等罷出あいさと可申し、仍後日之狀如件

慶長拾九年

八月五日

をにや

新

右(花押)

古手や

與兵衛殿

同帳切證文(鈴木治兵衛氏藏)

請取銀子之事

合五拾貳匁五分者

右堺町貳丁目南かゝ紅屋新右衛門家、面口四間、裡町並、赤坂貳丁目古手屋與兵衛より賣渡、代銀貳貫白目也、帳切四拾分壹請取所如件、

慶長拾九年
刀八月廿日

安猿寺 孫兵衛印

立岡 庄 大印

口入堺町貳丁目

京屋 市右衛門(花押)

年 寄

布屋 仁 介(花押)

拾人組

圓屋 壽 齋(花押)

賣 主

紅屋 新右衛門(花押)

かい主

與兵衛

○安養寺玄師兩人は恐くは豊臣氏配下の吏員ならん、拾人組の三字注目すべし。

中田彌四郎家屋敷賣渡證文(濱和助氏藏)

永代賣渡申家屋敷之事

右之家屋敷者本町貳丁目つまぬけより、西南より北面貳間半口うらゑの廿間、但右左のなとと、屋敷の銀子壹貫四百目よ油屋二右衛門殿へ賣渡申ひ處明白實正之、若於此屋敷ニ違亂於在之ニ者、我等罷出相さとき可申候、仍爲後日證文如件、

元和貳年

霜月二日

中田 弥四郎(花押)

あふらや

二右衛門殿参

同帳切證文(濱和助氏藏)

うけ取帳切銀子之事

合三拾五匁印

本町貳丁目南かじ中田路四郎家屋敷、表貳間半浦へ町
(並)次銀子壹貫四百目ニ油屋仁右衛門方へ賣渡之由、此四
拾分一匁ニうけ取所實正也、

元和三巳ノ霜月七日

村 五兵衛印
寺 庄 右印
山 九 太印

仁右衛門へ

長濱屋妙善家屋敷賣渡證文(濱和助氏藏)

永代 賣 渡 家屋敷
右 家屋敷 本町 北 側 表
とぎのいゑるしきハやんま地二丁目さくらに、おもて
間半口 裏 町 並 東 隣
ハ一々んとんくら、うらまちちみと、ひりしとなり
奈良屋 紅屋 西 隣 右
なら屋こうい様にしとなりとせれ〜にて足さの代物
白 鐵 目 賣 渡 明 白 賣
まろりま一貫三百めにうりせし申事めいとくまつ
證 此 家 若 違 亂 妨
しやうなり、このいゑるにおいてもしいらんさほたけ御
さほの、とせ〜まのりいてさはき申へくれ、よけ
後日 賣 證 件 如
てみにちのためニうりまやうくさんとし、

徳川時代の大阪市制附録

元和
けんじ八年四月十九日

め 妙
う せ 善
ん(花押)

ならや
こういさぬ参る
太 兵 衛(花押)

同帳切證文(濱和助氏藏)

本町二丁目北輪長濱屋妙善家屋敷之事、表壹間半裏へ
貳拾間之所、年寄中以宰判永代買取由、心得候者也、

元和九癸亥

十二月十九日 久 忠 左印

島 清 左印

奈良屋

紅 意

○久忠左は東町奉行久貞忠左衛門正俊(因幡守)島清左は同西町奉行
島田清左衛門直時(越前守)なり、諸書に水野河内守正信を東町奉行
第一とす、本文書及大坂三郷町中御取立承傳記所載元和六年十月帳
切銀請取證文により誤謬なること明なり、

志水久吉家屋敷賣渡證文(鈴木治兵衛氏藏)

永代賣渡シ申家屋敷之事

合壹ヶ所者今橋貳丁目地口九間うちへ拾九間間中

右之家屋敷布銀子參拾四貫目ニ永代賣渡シ申所實正明白(巻)

也、右之家屋敷ニ少も相違在間敷候、其爲永代賣間狀如件、

戊寛永拾五年

寅九月二十八日

志水久古花押

紙屋

次兵衛殿參

同帳切證文(鈴木治兵衛氏藏)

帳切

今橋貳丁目りち久古家屋敷表九間口裏に貳拾間之所、銀子參拾四貫目ニ紙屋次兵衛被買取所實正也、二十分ニ銀子壹貫七百目町へ請取候也、

寛永十六年卯十二月二日

今橋貳丁目惣中印

紙屋

次兵衛殿

一二、順慶町四丁目水帳奥書

右者文政年中御改以後年久敷罷成、年々割家其外町人入替り多、帳面難見分、此度御改被下候處、以前御改ニ間敷相違無御座候ニ付、只今之家主共名判任差上申候、尤先年御改ニ與書前ニ書記御座候、爲後日仍如件

安政三丙辰年五月

順慶町四丁目

年寄

三宅意安印

月行司

播磨屋他兵衛印

同

綿屋豊七印

朝岡助之丞殿

荻野七左衛門殿

磯矢頼母殿

丹羽欣次郎殿

内山彦次郎殿

成瀬九郎左衛門殿

勝部與一郎殿

山本善之助殿

○右奥書の外本書には明暦元年五月廿八日、元祿七年十月、享保十一年四月、寶曆三年十月、安永七年十二月、寛政十年五月、文化十二年五月、文政八年十一月の奥書を載すと雖も、大同小異なるを以て略す、本書張紙中最も遅きは明治十二年十二月十八日の日付あり、
安政以後引續き使用せるものなるを知るべし、

一三、家持借家宗旨人別帳前書(南組南米屋町)

差上申證文之事

一切支丹宗門之事、

一博奕諸勝負之事、

一傾城之外遊女之事、

附若衆汝抱置遊女同前に賣候事、

右之通従前々堅御法度之趣被仰付承知仕、家持之儀ハ不及申、借屋店カレ借地之者并下人下女等迄、毎月町中不殘穿鑿仕、宗旨手形取置、不審成者無御座、若以來御法度之宗門之者、并あやしむも此御座、ハ、早速可申上、乍存知隠置、由相知せ、ハ、何様に淺曲事可被仰付、爲後日仍如件、

慶應三丁卯年

十月朔日

右三ヶ條之趣堅相守、火之元無油斷入念可申、猶又人別之儀ハ此度宗旨手形差出、通相違無御座、右之外人下女ハ勿論無人別之者、置申間鋪候、尤縁附生死其度毎相斷可申事、

一名前人ハ勿論同家人ハも、一旦名前差出、他領引越之儀ハ慥成請人連印證文取置願上、御閉届之上、引越可申事、

一座敷貸納屋賃等一切致間鋪事、

一同家人引取度旨申出、於家主方諸懸り合有無相糺上、家主同家主同家人同道に、年寄方ハ罷出、

同家ニ相成、始末申聞、得心之上引取可申事、

一下人別宅下女縁附致、其親元所役人ハ人別送り一札取之上、ハ人別差出可申、若送り一札無之ハ、決、人別差出申間鋪事、

一借屋賃附方之儀ハ親類請證文并家請人證文取置家賃可申事、

右之通町中申合、家持之勿論借屋中迄銘々慥ニ致承知候、爲後日判形仍如件、

慶應三丁卯年

十月朔日

西門徒攝州箕輪村

大坂南組南米屋町年寄

如來寺

丸屋

印印印印印印印印印

伊右衛門印

女房 忍

粹伊兵衛

同利三郎

孫勝次郎

娘まは

下人茂助

同衆吉

下女せは

印九人

○以下略ス

一四、宗旨手形

宗旨手形之事 (諸宗旨寺々形判帳所載)

一何町何屋何右衛門、同女房、同子何兵衛、下人何右

衛門、下女何、以上何人何宗拙僧且那ニ御座ル、切支丹之儀之不及申、ころひニも無之ハ、若宗旨之儀ニ付脇ヲ訴人有之ル、彼者切支丹宗門ニ相究ルハ、御公儀ニ罷出、拙僧之不及申五人組共越度ニ可相成ル、爲後日寺請狀仍如件、

年號月日

何宗何町

何 寺印判

何 寺無判

何 寺無判

何 寺無判

何 寺無判

右五人組

何町何丁目何屋

何右衛門殿

家持の年寄に

借屋者の家主に

年寄の月行司に

下人下女の主人に此内年寄と下人下女と寺請狀と月行司に預り可置

宗旨請狀

一長堀橋通り壹丁目寺内清兵衛借家

吉村嘉兵衛

當申五十二才

女房 せい

〃 五十才

姉 とよ

〃 五十九才

〃三人

眞宗西本願寺下當寺檀那ニ紛無御座候、以上、

明治五申年

五月

友井

正善寺

家主

寺田清兵衛殿

一五、卷控

元祿十二年卯七月朔日
同壬九月晦日迄毎月連判之證文

御池通五丁目

指上ケ申證文之事

一切支丹宗門之事

徳川時代の大阪市制附録

一博奕諸勝負之事、

一傾城町之外遊女之事、

附り若衆を拘置遊女同前ニ賣ル事、

右之通前々々堅御法度之趣被仰付承知仕、家持之儀
の不及申ニ、借屋店かり借地之者并下人下女等迄、毎
月町中不殘穿鑿仕、宗旨手形取置、不審成者無御座、
若以來御法度之宗門者并あやしきもの御座候と、早速
可申上、乍存知隠置候由相知候と、何様にも曲事ニ
可被仰付候、爲後日仍如件、

堀江御池通五丁目年寄他町持

新淡路町ニ住宅山崎屋

閏九月

九月

八月

印

印

印

六郎兵衛

元祿十貳卯年七月朔日

五人組月行司家主塩屋太助

本町壹丁目ニ住宅

家守 井筒屋

印

印

印

長左衛門

○外町人貳拾三人連署あり

家役合貳拾四役半内壹役年寄屋敷無役

一四三

内

貳軒の他國持

五軒の他所持内三人家守有

拾七軒半の他町持内貳人家守有

借屋店かり借地之者五百六拾貳人内男貳百七拾四人女貳百八拾八人

下人下女七拾七人内男貳拾貳人女五拾五人

總人數合六百四拾四人内男三百四拾三人女三百零一人

御池通五丁目年寄山崎屋

六郎兵衛印

元祿十貳年閏九月晦日

月行司薩摩屋

八三郎印

同 高知屋

庄左衛門印

御番所

○卷は毎年十月より翌年九月まで月々捺印し、其十月を以て町奉行所に上つるものなれども、御池通五丁目は堀江新地の一にして、元祿十二年七月始めて卷を作るに至りしなり、姓名の下にある捺印は七月分なり、

一六、家質證文(南組木挽町南之町家質帳所載)

貳役

一銀三拾六貫目

右家屋敷表口六間裏行貳拾間、并梁行貳間桁行六間と

本戸前附土藏壹ヶ所、南隣の佛具屋嘉兵衛、北隣の田

邊屋仁兵衛也、右家屋敷土藏共總建家不殘有姿と儘當

七月より來成六月迄、

嘉永貳酉年七月廿六日

平野屋 永作

五人組

美濃屋 庄兵衛

嘉永三戌年正月十九日
返濟

佛具屋 嘉兵衛

田邊屋仁兵衛家守

同

梶屋 利兵衛

河内屋又兵衛家守

同

播磨屋 源兵衛

年 寄

三雲屋 庄助

天滿拾丁目吉野屋九右衛門同家

吉野屋良三郎殿

○本證書は町會所に於ける惣なれば全文を存せず、且つ返濟の月日を記入せり。

一七、川浚冥加金差紙

覺

一金八兩

銀九匁八ト

右者川浚冥加金當亥正月より同四月迄之月割金高三千三百拾七兩之割也、來ル十四日五ツ時丁代可有持參ハ、以上、

亥二月

菊屋町

南組惣會所印

〔裏書〕

廿四

表書之通受取ハ

十四日

總會所(割印)

一八、南米屋町八朔禮銀覺

(文政三年同町集銀帳)

辰八朔御禮銀覺

一八匁六分

兩御奉行様ハ白銀壹兩宛

徳川時代の大坂市制附録

- 一八匁 東西御家老様へ白銀貳匁ツ、四封
- 一拾六匁 同地方御與力衆八人様貳匁ツ、
- 一拾四匁 同寺社方御與力衆七人様へ貳匁ツ、
- 一貳十四匁 吟味方目安方廿四人様壹匁ツ、四丁組當番
- 一三匁 吟味方御同心衆五ツト、四丁組石岡斷
- 一拾六匁 寺社地方御同心衆へ壹匁ツ、五丁組當番
- 一貳拾匁 筆頭組頭廿人揃へ貳丁組當番白銀丁へ
- 一四匁 町御目附様貳匁ツ、
- 一八匁六ト九リ 御調方上下十人様へ五丁組割方當番白銀町
- 一八匁七ト七リ 川方上下十四人様六丁組當番石灰町
- 一六匁七ト五リ 當八朔方以來九匁貳ト七リに成ル
- 一三匁 書役拾貳人様へ四丁組當番白銀丁
- 一拾匁 安井九兵衛殿
- 一拾貳匁 惣代中へ
- 一九匁 若者中へ
- 一五匁三ト 小使中ハ
- 一貳匁 會所守幸兵衛へ
- 一六匁 物書三人石幸、粕谷、横田貳匁ツ、
- 一三匁 物書介役筆工壹匁五トツ、
- 一貳匁 藤井ハ

一四匁三分

同所へ下宿料

一貳匁

同所内義へ

一貳匁

同所へ丁代分

一三匁

寫物料

一三匁

東西小使へ

一三匁

東西下宿近九へ壹匁五トツ、

一壹匁

河清へ

一壹匁八ト

東西溜り茶場へ百文ツ、

一九匁四ト

小玉打并かけ込欠

一貳匁六ト五厘

杉原のし代

一七ト

大らう終く代

一四匁六ト五リ

駕籠代

總銀貳百廿七匁六ト壹リ

右拾七役ニヨリ

壹役に付拾三匁四ト四リツ、

○年頭の禮銀之に同じ、南米屋町は合計二十役にして、年寄屋敷一役
會所屋敷一役は無役別に町中持屋敷一役分は町中一統にて負擔す、

且集まりましたものも、今日は何處に参りましたか解りませぬ、本來ならば大阪府にある筈でございますが、府廳には其書類の片影も見えないのでございます、又大阪城にありましたものは、之も薩長兩藩到着の際に、城に火事が出ましたので一切烏有に歸しました、されば大阪に残つて居らないのでございます、此外每郷の取締を致して居りました惣會所、又每町の町務を取扱つて居りました町會所、是等にも色々の帳面が残つて居るべき筈でございます、現存して居りますのは極めて僅少でございます、只今編纂係にありますのは南組に屬する菊屋町、南米屋町、兩町の位裨益を得ましたらう、江戸の史料は上野の帝國圖書館の中に評定所、寺社奉行、町奉行等管理の書類が山の如く、即ち約一萬冊ございます、彼を見ますると大阪に關係の資料の乏しい事は如何にも残念な事で、

今少し餘計にあつたらば、南組ばかりでなく北組や天満組の書類があつたならばと常に考へるのでございます。布吉及布達(明治元年) 記録掛文庫架架蔵書目

併し私が大阪へ参りましたから、公私の助力により若干の史料を集めまして、夫によつて大阪編年史料を作り、事實を正し、次に之を土臺にして市史の編纂を爲て居りますが、いかに大阪だけを調べても事實の真相が解らぬといふ事、言ひ換ふれば他所との關係他所との比較研究の必要を、此頃に至つて端的に感するのであります。假令ば商業の上で申しますと、大阪の二十四組問屋と江戸の十組問屋と申すのが東西相呼應して兩地間の取引を行つたので、其荷物を積むのが主として菱垣ひしがき廻船くわいせんと申す一種の廻船であります。されば大阪の二十四組問屋の方ばかり調べても、江戸の十組問屋の事が解らなければ、江戸大阪間の取引は到底明瞭といふ譯にはまゐりませぬ。廻船の事といひ、飛脚の事といひ、皆その通です。また伏見と大阪との關係を見るのに、此淀河を上下し

村兩惣年寄が質屋年寄を兼ねてゐるのは特例です、之は最初金銀融通の爲に惣年寄へ金を預けて質屋を營ませた餘風だといふことです、其所で惣年寄が町奉行の家老宛にさし出します誓詞(カ)には、公儀の威光を假りて私の驕を爲ない、公事訴訟については縦令親子兄弟たりとも依怙鼻負を致すまい、町人へ無用の物入、不法の課役を懸けまい、筋なき音物は斷じて請取らぬ、町年寄を極めるは其町町人一統の願に任せ、當方より指圖がましきことは一切爲まいと、立派に明言してあります、が、さて一箇々々の惣年寄について見ると感嘆に堪へぬのも亦随分いかかはしいのもある、文政三年天滿組惣年寄兼質屋年寄の中村格太郎が配下の質仲間から銀十貫二百目を借用したり、天保七年に南組惣年寄の井岡佐五郎が自分の長屋が類焼したといつて、其新築費を南組町中から借用したことなどは何様してもこの誓詞に背いてゐると外考へられぬ、さうかと思へば安井道卜の子九兵衛は貞享四年三月時の兩町

奉行の諮問——堂島安治川新地の年貢役高の見積、換言すれば如何に新地を處理して宜いかとの重大なる諮問に、一々鄭寧な答辯を試み、此度見分の儀私に被仰付候段難有奉存候、不調法にて代銀少し積そこないは御座可有候、竊に見分仕候故間數にも重而御改の時分少は相違御座可、有候得共、心底には御用の儀にて御座候故疎略に不奉存候、其邊神文仕差上申度程に奉存候」と附言して居る、惣年寄は名譽職ですから給料を貰ふといふ事はない、唯官から一役免除の特典を得ましたが、其後五役免除となりました、役とは家に對する税であります、それから上荷船三百艘、茶船二百艘合計五百艘の許可を得、之を營業者に貸付けまして利益を収めますし、又べか車と申して車の輪及び箕子を全く板で製した荷物車の運上として、一輛につき半年に二朱とります、文政七年の調によると大阪のべか車の數は合計千六百七十八輛あつた、此外年始八朔歳末には町々、年始八朔には諸仲間から祝儀銀を貰ひます、まづ大抵

満	天	組	南	
かなや助右衛門	天王寺屋 三郎右衛門	住吉屋藤左衛門	吉文字屋三郎兵衛	比田小傳次
金屋	中村左近右衛門	住吉屋藤左衛門(北組に入る)	吉文字屋三郎兵衛	
奥三左衛門	中村左近右衛門	(金屋)	吉文字屋三郎兵衛(北組に入る)	
金屋	中村左近右衛門	金谷實太郎	綿屋甚兵衛	
清右衛門	中村松太郎	永瀬幾代介	綿屋甚兵衛 綿屋甚兵衛 綿屋甚兵衛 井岡佐五郎	
南組に入る)	今井利左衛門	安井九兵衛	かきや又兵衛	井吉三郎兵衛
	今井喜左衛門	安井九兵衛	又兵衛 鑰屋又兵衛	
	今井利左衛門	安井九兵衛	鑰屋又兵衛 鑰屋又兵衛	
	今井與三右衛門	安井九兵衛	野里屋四郎左衛門	
		安井九兵衛	野里屋四郎左衛門 野里屋四郎左衛門 野里四郎左衛門	
			安井九兵衛	
			安井九兵衛	
			安井九兵衛	
			安井九兵衛	
			安井九兵衛	

徳川時代の大阪市制 (七) 惣會所惣年寄惣代、物書

を致します、報告には候補者の氏名、住所、生年月等は勿論、職業から財産、その町に来て何年になるといふ點まで、詳しい身分書を拵へ、高點者中何人に町年寄を命ぜらるゝも一切苦情これ無しと言つて惣會所に出ず、さうすると惣會所では其町の四隣の町年寄に命じまして、今度彼の町の年寄が缺けたが誰を後任者に擧げたがよいか、遠慮なく申し出せと命じ、四隣の町々から之に應じて書上をする、それから今度は惣會所から高點者一同に出て來いといふ、夫を人柄見ひとがらみと申します、人柄見で惣年寄が應答をして、高點者中の或一人を町年寄と定める、定りますと早速惣會所に宛て、町々の事務を依估偏頗なく取扱ふといふ誓書(八)を出すのであります、町年寄は一町一人が通例であるが、時としては二町兼帶の年寄も居る、其職務は

(一)惣年寄より傳へられた觸書口達類を町中へ通達すること。

(二)訴訟事件は及ぶ限り和解を計り、諸願書は家主から會所へ出し、町

年寄披見の上で奥印をすること。

(三)火災を未然に防ぎ、又出火の時には消防に盡力すること。

(四)水帳、繪圖、宗旨卷、人別帳、寺々印鑑帳、家質割印帳、圍米切手、御觸承知印形帳、入札帳、廻狀留帳、町中申合等を保管すること。

(五)橋上並に濱先を掃除し、水道落口に塵芥を残さざるやう注意すること。

(六)家屋敷の讓渡、買受、代判、家守等に關する證文の案紙を檢閲すること。

といふやうに色々に分れますが、要するに町年寄に選ばれるのは一方から申せば甚だ迷惑な始末であります、固より町人の事でございますから、銘々自分の職業を持って居る、町々一切の事務を熱心に取捌かうとすれば、自ら職業が忽せになるといふ始末ですが、貰ひまする手當と申しては、官から一役を免除されるばかりで、別に町からは袴摺料はかまずりとして

餘内銀、釣鐘屋敷普請等の出銀は純粹に御用人足賃といへませんが便宜上之に屬して居る、然し是等は七分一の法によらず全く三郷役高に應じて割付ます、御用宿とは幕吏が公用で來阪した節惣會所町會所又時としては民家を徵發して宿泊すること、其時の支度一切は三郷から賄ふ規則です。南組惣會所節季勘定帳、南米屋町集銀帳、比田氏諸留、天滿郡南郷惣會所出銀減少願控、御用及口達(寶曆十年)

(二) 支配打銀 此方は即ち惣會所の諸費用で、五節句暑寒に町奉行以下への禮銀、物書會所守筆工の給料、骨折料、惣代物書又は筆工の見習へ對する心付、筆墨薪炭油蠟燭小買物代、天王寺專念寺建國寺への香奠、其他諸寺社への初穂料祈禱料等で、御用人足賃と同じく定式臨時の二通に別れます、人足賃は役に割當てるし、支配打銀は石に割當てる、仍て役掛石掛かと唱へて居ります、役といひ石といひ兩方ながら課税の標準で、役は家に屬きましたもの、石は土地に屬きましたものです、古くは一軒を一役と定めたが、家には自然分合がある、若し一役の家が二つに分れ

ます、さうすると兩方の家を合して舊の役數になる、詰り二軒で一役になる、又他所の家を買集めましたして一軒の家にしますと、前の家に持つて居りました役が今度持ちました家の役に加はるのであります、併し明暦の水帳奥書に「廣き間口の者切候て賣申候もの又は子供に分候て遣候分は、家數に罷成、役茂多罷成候、或は狭き間口のもの買添何軒も一軒に仕候分者、家數不足仕候得共、役數の分は一軒に成候ても何軒役と仕少もへらし不申候」とあるから、古くは家を分ける時は家數と同時に役數を増したものと見える、そこで三郷の全體で以て役數幾許と定め、之に應じて役掛出銀を割付けたのであります、假令は一役の家で銀十匁を納めるとすると、二役の家は二十匁納めるといふ風になる、役高は家の分合設廢により段々に相違があり、時代によつて一樣でない、正徳年間に一萬九千四百五十三役八分五厘五毛、天明七年に二萬一千五十七役四分五厘八毛七弗、まづ二萬役と見てよろしい、之に無役といふのが

が來るといふことは餘程の大火でなければない、印頭町といひ、火消年番町といひ、年々交代するもので、殊に番手は火事のあつた度毎に代る之を番切ばんぎと申します、さうでないといふ番手二番手に當つたものと三番手以下に當つたものとの難易が權衡が取れぬからです、元祿には每番手の人足が四百五十人づゝあつたのを、寶曆二年には二百人に減じ、また寛政二年には一番手二番手各、二百人を折半し、一半を定雇の火消人足、一半を水手みづのて人足、三番手以下を悉く水手人足と致しましたが、五大區廿一番組の制度は依然として存して居つた、然るに、文化文政の頃――何年とは判然申されませんが――に大改革があつた、縱令火災は何區に起つても三郷協力して消防に従事することゝなり、北組惣年寄は瀧印雨印、南組惣年寄は井印川印、天滿組惣年寄は波印に專屬し、每印一番手から三番手まであつて、每番手に鳶人足が二十人宛あつた所、幕末には三番手がなくなり、每番手の人足が三十六人となつた、人足賃は寛政以來

同様で、火事があつて駆付けると先づ一匁二分呉れる、さうして火事場での働時間が二時の間は四匁、二時以上は一時に一匁増纏人足も右同様、それから團扇人足といつて大きな團扇で火焰を扇ぎかへず人足が三郷全體で五十人、水弾人足といつて唯今の言葉で申せば唧筒が三郷に五挺あつて一挺に十二人合計六十人ありました、是等の賃銀は餘り細目に涉りますから略して置きませう、火事に關する經費は郷毎に火消年番町が計算致しまして毎節季に其郷の役高にあてゝとります、此所に一つ見遁し難いことは役人村火消人足といふので、之は穢多村の人足で、普通の火事には火掛を致しません、段々大火になつて如何様にもならないといふ場合に火事場改役から町奉行へ伺の上消防を命ずる、スルと死物狂になつて働く、隨分功能のあつたもので、大鹽平八郎の如きは夙に之に注目し、一旦大阪に事があつたら此人足を用ゐ、功に應じて穢多の身分を免除し平民に取立てると申渡したら、極て烈し